

令和7年度第1回静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会

日時：令和7年10月10日（金）午後2時00分～午後4時00分

場所：葵消防署 7階講堂

《次 第》

1 開会

2 あいさつ

3 静岡市の犯罪概況について

【資料1～3】

4 議事

（1）第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の進捗状況について

【資料4】

（2）第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の中間見直し（令和8年度実施）について

【資料5～8】

5 事務連絡

6 閉会

【資料】

- (1) 審議会委員名簿
- (2) 令和6年中 静岡市内の犯罪概況（冊子）
- (3) 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則
- (4) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（概要版）
- (5) 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（冊子）
- (6) 資料1 静岡市内の刑法犯認知件数の推移と傾向
- (7) 資料2 令和6年政令指定都市刑法犯認知件数一覧（確定値）
- (8) 資料3 令和6年・令和5年 静岡市内の刑法犯認知件数、特殊詐欺の状況
- (9) 資料4 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策
令和6年度事業実績・令和7年度実施計画
- (10) 資料5 第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画
中間見直しスケジュール（仮）
- (11) 資料6 令和8年度 市民調査方法
- (12) 資料7 令和8年度 市民調査 質問項目（案）
- (13) 資料8 令和3年度実施市政アンケートモニター調査結果
- (14) リーフレット「犯罪の被害にあわれた方へ」

令和7年度 静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会 委員名簿

委員任期 R6.8.1 ~R8.7.31

No.	氏名	区分	所属
1	カネコ サスヨキ 金子 泰之	学識経験者	静岡大学 学術院 融合・グローバル領域 教職センター
2	ワカウミ タカヒロ 若海 貴宏	防犯活動団体	NPO法人静岡県防犯アドバイザー協会
3	フジサワ オウタ 藤沢 桜大	防犯活動団体	常葉大学防犯サークルJUSTICE
4	タネイシ マリコ 種石 真理子	犯罪被害者等支援団体	認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター
5	キムラ タカコ 木村 貴子	市民委員	
6	ホールドマン アミ 亜美	市民委員	

○静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会規則

平成22年3月31日

規則第52号

改正 平成27年3月30日規則第28号

改正 令和5年3月31日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市犯罪等に強いまちづくり条例(平成22年静岡市条例第8号)第14条第8項の規定に基づき、静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、市民局生活安全安心課において処理する。

(平27規則28・令5規則16・一部改正)

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月30日規則第28号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第16号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画の概要

1 計画の概要

【趣旨】「静岡市犯罪等に強いまちづくり条例」（平成22年4月1日施行）第7条に基づき、犯罪等に強いまちづくりに関する防犯及び犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、計画を策定する。

【目的】安心して活動することができる安全な地域社会の実現（条例第1条）

【基本理念】（第3条）

- ・地域社会における規範意識を高め、犯罪等に強いまちづくりへの理解を深めること
- ・人と人が交流を深め、支え合う地域社会の形成を目指すこと
- ・市民及び事業者の権利を尊重し、地域の特性及び社会の情勢並びに対象となる事案の実情に応じて取り組むこと

【計画期間】令和5年度から令和12年度の8年間

2 第2次基本計画の成果

刑法犯認知件数（警察で確認した暴行、強盗、自転車盗、詐欺などの犯罪の件数）

H25 6,121件	→	R3 2,907件
---------------	---	--------------

・市民、事業者、警察や関係機関等と一体となった各種取組により
2次計画目標「R4に3,800件以下」を達成！
・着実に成果が出ていることから、第3次基本計画では、これまでの取組を継承しながら、更に推進していく。

※人口千人あたりの発生件数は、20政令市中6番目に少ない！

3 現状と課題

現 状	課 題
防犯	
<p>◆犯罪の状況</p> <p>(1) 刑法犯認知件数は減少傾向にあるが、窃盗犯の割合が多く、そのうち自転車盗や万引きの割合が多い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年の刑法犯認知件数のうち、窃盗犯は、1,895件で全体の65%を占める ・窃盗犯のうち、自転車盗は630件（33%）、万引きは461件（24%） <p>(2) 子ども・女性・高齢者等を狙った犯罪の発生が多い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども、女性への不審な声かけ、わいせつ行為などの風俗犯の被害が多い ・高齢者（65歳以上）は、特殊詐欺などの知能犯の被害が多い <p>◆市民意識 (R3市政アンケートモニター調査結果)</p> <p>(3) 地域防犯活動への参加について</p> <p>地域防犯活動に参加している人の割合は、22.8%で少ない</p>	<p>(1) 身近な場所での犯罪の発生抑止</p> <p>重大な犯罪の発生を抑止し、市民の治安に対する不安を改善するため、犯罪に手を染めやすい自転車盗や万引きなどの身近な場所で起こる犯罪を防ぐ必要がある。</p> <p>⇒基本方針1・2・3</p> <p>(2) 子ども・女性・高齢者等の見守り活動の推進</p> <p>犯罪の被害者とならないよう、防犯意識と知識を高めるとともに、地域全体で見守り活動を推進していく必要がある。</p> <p>⇒基本方針1・2・3</p> <p>(3) 地域防犯活動を担う人材の確保</p> <p>市民の防犯意識と地域の防犯力を高めるため、広報啓発や既存の防犯団体への支援等の取組を推進していくことにより、防犯活動への参加意欲を向上させる必要がある。</p> <p>⇒基本方針1・2</p>
犯罪被害者等支援	
<p>(4) 犯罪被害者等への支援について</p> <p>支援の取組が進められていることを知っている人の割合は、39.3%で少ない</p>	<p>(4) 犯罪被害者等支援に対する理解の促進</p> <p>市民の理解を深め、犯罪被害者等に寄り添った支援の強化や経済的な困難に対する支援に取り組んでいく必要がある。</p> <p>⇒基本方針4</p>

4 施策体系 8年後の目指す姿

誰もが防犯意識を高く持って行動し、みんなで地域を守る

計画全体の成果指標

○刑法犯認知件数

基準値 (R3)
2,907件

中間値 (R8)
2,326件

目標値 (R12)
1,900件以下

基本方針・基本施策

防犯

1 防犯意識の高い人づくり

(1) 防犯意識を高める広報啓発

(2) 防犯力を高める教育

【主な取組】
・同報無線や防災メール等を活用した広報啓発活動
・子どもの体験型防犯講座の実施
・警察等と連携した金融機関等での窃盗詐欺被害防止の広報啓発活動
・高校や大学での自転車盗被害防止の広報啓発活動

2 防犯力の高い地域づくり

(1) 地域防犯活動の支援

(2) 関係機関との連携・協働強化

(3) 地域の安全を見守るパトロール活動の強化

(4) 暴力団排除活動の推進

(5) 歓楽街等を対象とした環境改善

【主な取組】
・地域防犯活動事業費補助金
・静岡市・静岡市警察部連絡会議
・「ながら見守り」活動の実施
・地域暴力排除活動の推進
・窃引行為等対策事業
・公用車での青色防犯パトロール
・子どもの登下校時の見守り活動
・青少年を対象とした補導活動

3 犯罪の起きにくい環境（ハード）づくり

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備

(2) 市民が行う防犯設備の整備促進

【主な取組】
・道路照明灯のLED化
・街頭防犯カメラ設置事業補助金

犯罪被害者等支援

4 犯罪被害者等への支援体制づくり

(1) 犯罪被害者等への理解

(2) 相談・支援体制の強化

【主な取組】
・犯罪被害者等に関する研修会、講習会の実施
・犯罪被害者等支援総合案内窓口の運営

5 推進体制

静岡市
静岡市犯罪等に強いまちづくり推進審議会
計画の進捗状況報告
進捗状況の確認・意見等

静岡市犯罪等に強いまちづくり関連行政
推進委員会
関係課と連携

地域
・市民
・自治会・町内会
・学校、PIAなど

連携協働

・事業者
・警察
・NPO団体
・大学サークルなど

関係機関等

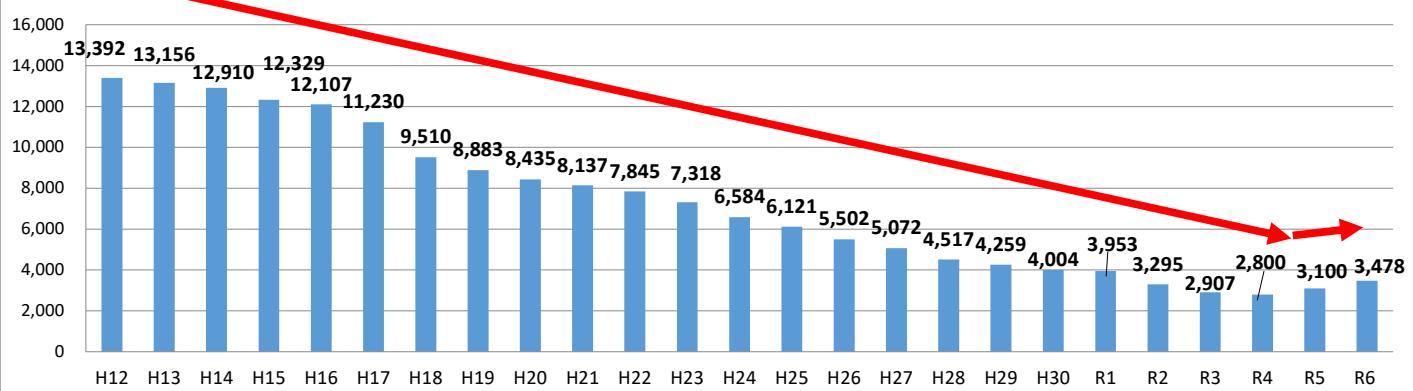
静岡市内の刑法犯認知件数の推移と傾向(令和6年)

資料1

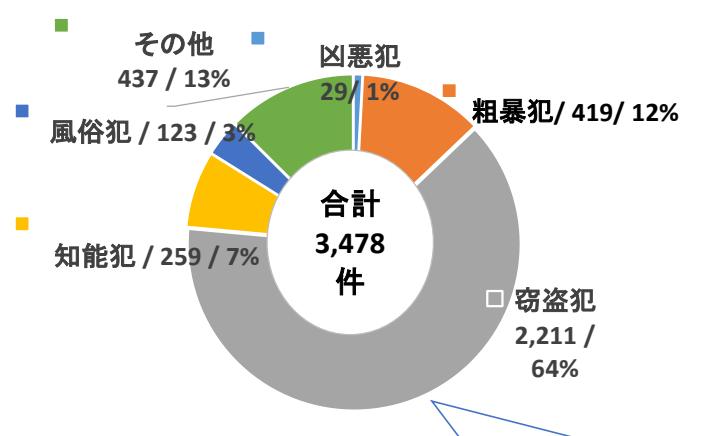
静岡市内の令和6年の刑法犯認知件数は3,478件となり、前年から378件増加し、2年連続の増加となりました。罪種問わず、全体的に増加していますが、窃盗犯(127件)、知能犯(99件)、風俗犯(65件)が特に増加しています。SNS型詐欺など、これまでにない形態での犯罪が増加しており、犯罪が多様化が見られています。

※資料中の表及びグラフは静岡県警からの提供資料をもとに加工しました。

静岡市の刑法犯認知件数の推移(H12～R6)



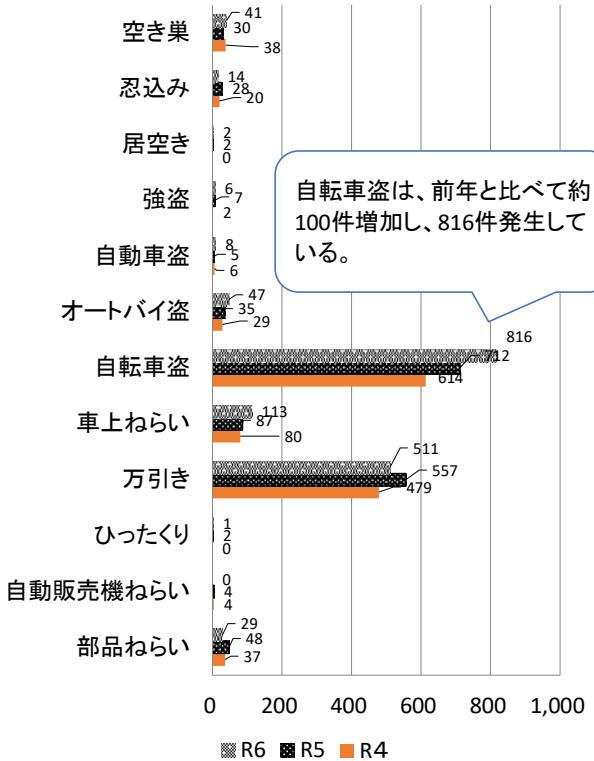
罪種別認知件数(R6)



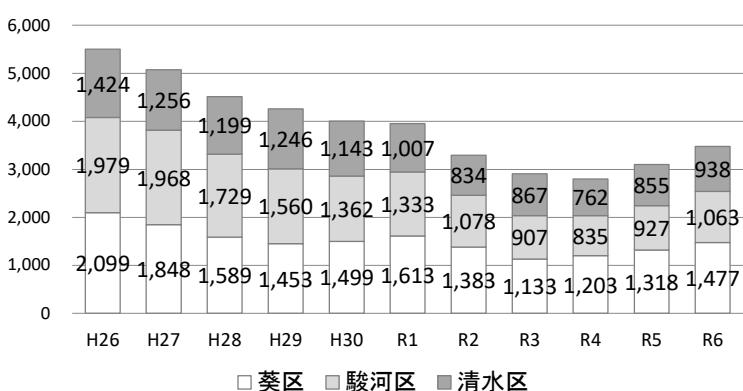
刑法犯のうち、窃盗犯が2,211件と全体の約64%を占めている。

凶悪犯:殺人、強盗、放火、不同意性交等罪など
粗暴犯:暴行、傷害、脅迫、恐喝など
窃盗犯:空き巣、自転車盗、万引き、車上ねらい、ひったくりなど
知能犯:詐欺、横領、偽造、汚職、背任など
風俗犯:賭博、わいせつなど
その他:公務執行妨害、住居侵入、逮捕・監禁、器物損壊など

窃盗犯の手口別認知件数(R4～R6)



区別刑法犯認知件数の推移(H26～R6)



刑法犯認知件数は令和4年まで減少を続けていましたが、令和5、6年は増加に転じています。市民の皆さんにとって身近な犯罪である自転車盗や万引きについては、他の犯罪と比べても突出して多く発生しています。

犯罪者は「人の目」を嫌がります。地域の皆さんの「目」が犯罪抑止につながります。地域のパトロール活動など、ご自身の安全を確保しながら、今後も無理のない範囲で、活動を継続していただきますよう、お願ひいたします。

【R6 確定値】刑法犯政令市比較一覧

市名	人口(R6.12.1現在)	人口千人あたりの発生件数	順位(参考)	刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
1 札幌市	1,967,822	5.82	12	11,446	120	1,469	7,766	480	359	1,252
2 仙台市	1,095,744	5.60	14	6,135	78	529	3,700	721	262	845
3 さいたま市	1,350,607	6.70	9	9,051	78	670	6,402	600	254	1,047
4 千葉市	985,059	6.93	8	6,824	53	443	5,119	373	142	694
5 川崎市	1,552,270	5.21	16	8,094	60	469	6,052	660	197	656
6 横浜市	3,771,005	4.64	20	17,500	161	1,320	12,074	1,749	510	1,686
7 相模原市	723,414	5.82	11	4,209	27	196	3,297	221	75	393
8 新潟市	765,494	5.42	15	4,147	29	372	2,843	293	109	501
9 静岡市	672,775	5.17	17	3,478	29	419	2,211	259	123	437
10 浜松市	783,131	4.83	19	3,783	50	402	2,493	230	74	534
11 名古屋市	2,332,369	9.11	2	21,245	230	1,716	14,084	1,921	281	3,013
12 京都市	1,437,092	5.62	13	8,082	88	634	5,616	452	323	969
13 大阪市	2,795,562	14.31	1	40,012	477	2,639	28,995	2,555	1,077	4,269
14 堺市	806,263	7.68	5	6,189	67	335	4,287	561	191	748
15 神戸市	1,492,017	8.33	4	12,428	116	1,274	7,252	1,707	378	1,701
16 岡山市	712,571	6.93	7	4,941	29	375	3,576	325	92	544
17 広島市	1,179,566	6.25	10	7,377	69	551	4,938	670	174	975
18 北九州市	907,399	7.15	6	6,486	58	679	4,065	629	170	885
19 熊本市	731,372	5.10	18	3,730	31	395	2,540	246	120	398
20 福岡市	1,659,098	8.70	3	14,434	102	1,126	10,094	1,100	376	1,636

※人口は、令和6年12月1日付推計人口

凶悪犯～殺人、強盗、放火、不同意性交等

粗暴犯～暴行、脅迫、恐喝等

窃盗犯～空き巣、自転車盗、車上ねらい等

知能犯～詐欺、横領、通貨偽造等

風俗犯～賭博、不同意わいせつ、公然わいせつ等

その他～占有離脱物横領、器物損壊等

※「不同意わいせつ等」には、「不同意わいせつ」と「不同意性交等」を含む。※R5年7月13日に刑法改正施行により罪名変更

車上ねらい	自転車盗	オートバイ盗	自販機ねらい	部品ねらい	不同意わいせつ等	強盗	空き巣	居空き	忍込み	自動車盗	ひったくり	万引き
155	3,472	34	24	115	163	27	103	3	24	21	3	2,170
147	1,265	65	12	64	177	15	147	6	30	9	3	756
270	2,481	194	41	230	139	20	124	4	32	136	21	1,087
256	2,134	162	10	160	43	15	67	7	38	121	12	1,005
132	2,890	336	6	252	75	15	71	7	39	42	10	1,014
448	3,621	664	43	582	149	43	194	18	54	331	13	2,595
98	1,449	184	13	104	31	6	67	6	47	22	2	528
79	946	4	2	20	24	3	78	6	69	18	0	655
113	816	47	0	29	54	6	41	2	14	8	1	511
118	705	24	4	56	21	6	82	3	62	18	3	660
519	5,739	229	27	488	355	51	266	17	53	369	26	2,790
311	2,247	158	14	108	170	12	34	7	14	26	7	1,362
1,417	13,128	645	169	974	633	144	155	20	33	144	79	3,618
212	1,735	269	44	214	110	6	26	9	5	48	14	701
299	2,240	169	37	218	244	30	91	8	18	37	11	1,795
244	1,702	56	5	42	27	2	64	5	22	24	2	658
255	2,052	88	6	68	105	15	77	20	18	7	4	1,251
165	1,353	61	4	49	90	8	133	46	26	15	4	1,082
79	1,111	69	1	42	63	3	48	1	10	6	2	516
271	5,079	236	6	119	195	13	177	5	23	11	10	1,991

人口千人あたりの発生件数	順位(参考)
5.72	12
4.89	11
5.54	14
4.76	13
6.50	8
5.31	8
7.16	6
6.04	6
4.95	16
3.79	18
4.26	20
3.77	19
5.86	11
4.43	14
5.16	15
4.17	15
4.58	17
4.10	17
4.52	18
4.17	16
8.53	2
7.37	2
5.62	13
4.86	12
14.21	1
12.22	1
7.61	5
6.37	5
8.20	3
7.03	3
5.23	9
5.98	10
4.94	10
6.60	7
5.90	7
4.39	19
3.50	20
7.71	4
7.03	4

資料2

R5

R4

令和6年 静岡市内刑法犯認知件数

	刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	重点対象罪種合計	車上ねらい	自転車盗	オートバイ盗	自動販売機ねらい	部品ねらい	不同意わいせつ等	強盗	空き巣	居空き	忍込み	自動車盗	ひったくり	万引き
静岡市内警察署合計	3,478	29	419	2,211	259	123	437	1,642	113	816	47	0	29	54	6	41	2	14	8	1	511
静岡中央署	1,477	10	220	887	107	75	178	699	56	352	18	0	10	30	3	16	0	8	1	0	205
静岡南署	1,063	14	84	739	64	35	127	542	34	264	11	0	11	19	2	17	1	5	5	1	172
清水署	938	5	115	585	88	13	132	401	23	200	18	0	8	5	1	8	1	1	2	0	134

※「不同意わいせつ等」には、「不同意わいせつ」と「不同意性交等」を含む。

令和5年 静岡市内刑法犯認知件数

	刑法犯合計	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	重点対象罪種合計	車上ねらい	自転車盗	オートバイ盗	自動販売機ねらい	部品ねらい	強制わいせつ等	強盗	空き巣	居空き	忍込み	自動車盗	ひったくり	万引き
静岡市内警察署合計	3,100	25	381	2,084	160	58	392	1,548	87	712	35	4	48	31	7	30	2	28	5	2	557
静岡中央署	1,318	9	181	865	67	27	169	681	37	330	11	2	22	16	2	7	1	12	1	2	238
静岡南署	927	9	98	642	46	14	118	476	16	217	15	1	16	7	2	13	1	7	2	0	179
清水署	855	7	102	577	47	17	105	391	34	165	9	1	10	8	3	10	0	9	2	0	140

※「強制わいせつ等」には、「強制わいせつ」と「強制性交等」を含む。

令和6年 静岡市内特殊詐欺の認知状況①

(金額単位: 万円)

	総数		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		架空料金請求詐欺		還付金詐欺		融資保証金詐欺	
	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額
静岡市内警察署合計	102	34,973	61	31,127	9	559	10	1,579	14	1,427	2	45
静岡中央署	31	15,581	23	14,856	1	60	0	0	3	532	2	45
静岡南署	24	7,239	12	5,607	3	181	3	1,080	4	301	0	0
清水署	47	12,153	26	10,664	5	318	7	499	7	594	0	0

令和6年 静岡市内特殊詐欺の認知状況②

(金額単位：円)

金融商品詐欺		ギャンブル詐欺		交際あっせん詐欺		その他の特殊詐欺		キャッシュカード詐欺盗	
認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額
0	0	0	0	0	0	2	46	4	190
0	0	0	0	0	0	1	38	1	50
0	0	0	0	0	0	0	0	2	70
0	0	0	0	0	0	1	8	1	70

令和6年 静岡市内SNS型詐欺の認知状況

(金額単位：万円)

	SNS型投資詐欺		SNS型ロマンス詐欺	
	認知件数	被害額	認知件数	被害額
静岡市内 警察署合計	33	33,481	18	9,863
静岡中央署	20	22,211	10	3,944
静岡南署	8	7,997	1	186
清水署	5	3,273	7	5,733

令和5年 静岡市内特殊詐欺の認知状況①

(金額単位: 万円)

	総数		オレオレ詐欺		預貯金詐欺		架空料金請求詐欺		還付金詐欺		融資保証金詐欺	
	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額	認知件数	被害額
静岡市内 警察署合計	86	17,213	50	8,605	8	944	7	5,516	18	1,896	0	0
静岡中央署	23	5,395	15	1,880	4	394	2	2,662	2	459	0	0
静岡南署	27	6,712	19	3,250	2	350	2	2,760	3	287	0	0
清水署	36	5,106	16	3,475	2	200	3	94	13	1,150	0	0

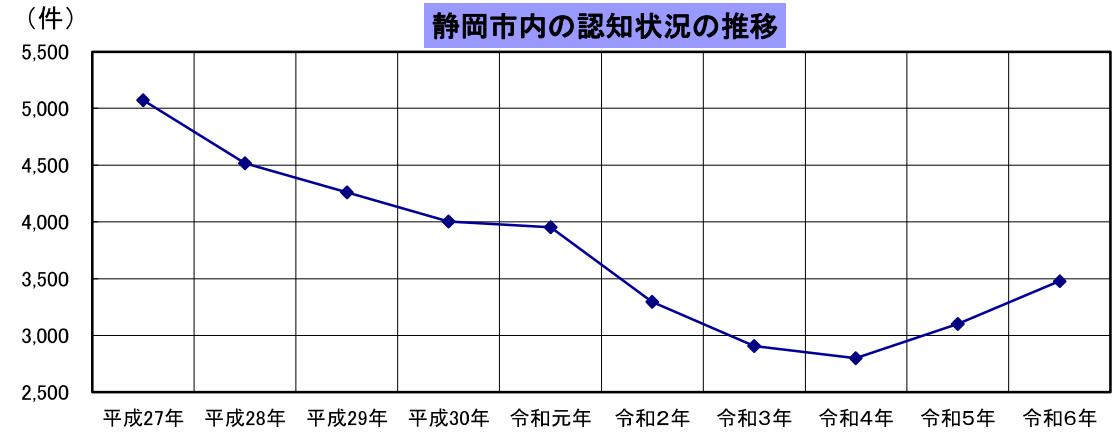
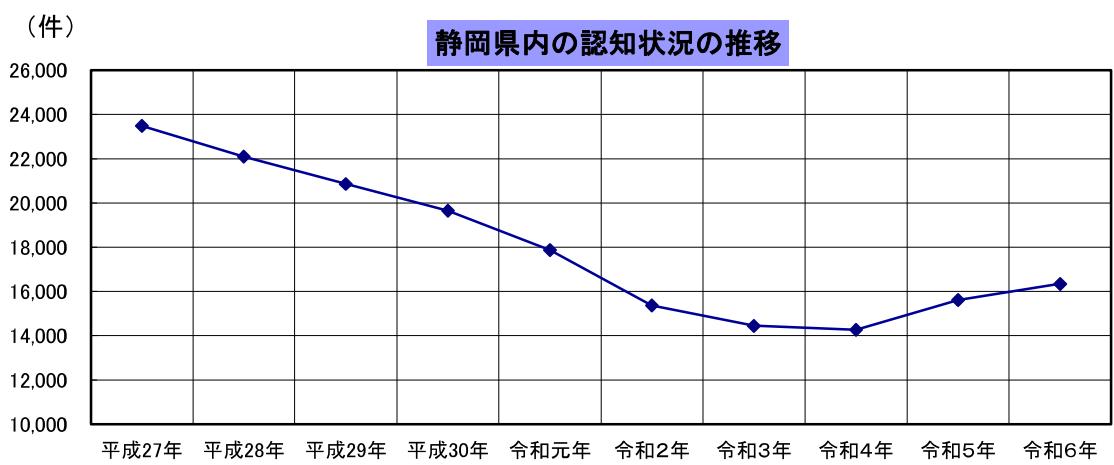
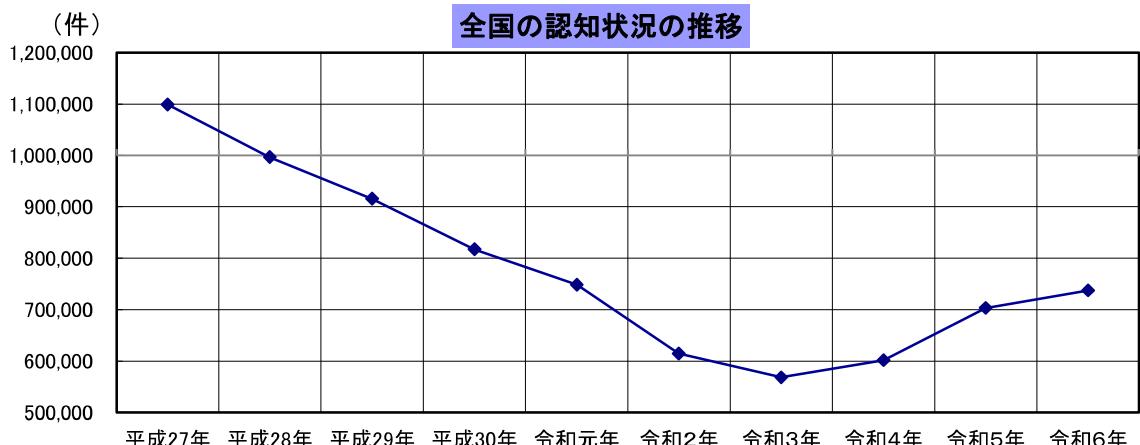
令和5年 静岡市内特殊詐欺の認知状況②

(金額単位: 万円)

全国・静岡県の刑法犯認知件数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全 国	1,098,969	996,120	915,042	817,338	748,559	614,231	568,148	601,331	703,351	737,679
静岡県	23,480	22,097	20,869	19,659	17,876	15,370	14,440	14,269	15,612	16,339
静岡市	5,072	4,517	4,259	4,004	3,953	3,295	2,907	2,800	3,100	3,478

(件数)



第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画 令和6年度事業実績「達成度」集計結果

達成度		説明				
A		事業実施計画(目標値)の80%以上達成				
B		事業実施計画(目標値)の60%以上80%未満の達成				
C		事業実施計画(目標値)の60%未満の達成				
空欄		未実施や事業の年度の実施予定がなかった等で評価できなかったもの				

基本方針	基本施策	事業数 (評価数)	令和6年度実績の達成度				達成度B、C、空欄の事業
			A	B	C	空欄	
1 防犯意識の高い人づくり	(1)防犯意識を高める広報啓発	9	7	2	0	0	【B】 No.5街頭広報活動(生活安全安心課) No.9下水道工事現場における防犯活動(下水道建設課)
	(2)防犯力を高める情報発信	6	6	0	0	0	
	計	15	13	2	0	0	
2 防犯力の高い地域づくり	(1)地域防犯活動の支援	3	3	0	0	0	【C】 No.23 認知症高齢者見守り事業(地域包括ケア推進課) 【空欄】 No.40 地域学校協働推進事業(教育総務課)
	(2)関係機関との連携・協働強化	13	12	0	1	0	
	(3)地域の安全を見守るパトロール活動	11	10	0	0	1	
	(4)暴力団排除活動の推進	7	7	0	0	0	
	(5)繁華街等を対象とした環境改善	1	1	0	0	0	
	計	35	33	0	1	1	
3 犯罪の起きにくい環境(ハーモニーデザイン)づくり	(1)犯罪防止に配慮した公共施設の整備	3	2	0	0	1	【C】 No.54 防犯灯設置事業費補助金(市民自治推進課) 【空欄】 No.53道路照明等のLED化(道路保全課)
	(2)市民が行う防犯設備の整備促進	9	8	0	1	0	
	計	12	10	0	1	1	
4 犯罪被害者等への支援体制づくり	(1)犯罪被害者等への理解	3	3	0	0	0	
	(2)相談・支援体制の強化	11	11	0	0	0	
	計	14	14	0	0	0	
		合計	76	70	2	2	
		割合	100%	92.1%	2.6%	2.6%	2.6%

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和6年度実績・令和7年度実施計画

基本方針1 防犯意識の高い人づくり

(1)防犯意識を高める広報啓発

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
1	競輪場内における防犯啓発活動	警察署からの依頼をもとに静岡競輪場内大型映像及び場内テレビにて防犯に関する映像を映し、啓発活動を実施します。	警察署からの依頼をもとに静岡競輪場内大型映像及び場内テレビにて防犯に関する映像を映し、啓発活動を実施する。	—	—	—	A	来場者に対し、指名手配犯に関する情報提供の呼びかけを実施したことにより、警察の捜査強化に寄与した。	警察署からの依頼をもとに静岡競輪場内大型映像及び場内テレビにて防犯に関する映像を映し、啓発活動を実施する。	—	財政局 財政部 公営競技事務所
2	市民の防犯意識高揚のための啓発活動	市民の防犯意識を高めるため、警察や防犯協会等と連携して各種啓発活動を実施します。	・年6回実施(特殊詐欺) ・全国地域安全運動期間における防犯意識高揚のための啓発活動 1回(一般防犯)	339の一部	・金融機関での特殊詐欺被害防止啓発活動 ・自転車盗対策啓発活動(年2回) ・静岡駅改札口での特殊詐欺被害防止啓発活動(11月)	339の一部	A	啓発活動の実施により、市民の防犯意識の高揚を図ることができた。	・年6回実施(特殊詐欺) ・自転車盗対策啓発活動(年2回) ・全国地域安全運動期間における防犯意識高揚のための啓発活動 1回(一般防犯)	321の一部	市民局 生活安全安心課
3	静岡市暴力・飲酒運転追放、犯罪等に強いまちづくり市民大会	暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防犯・犯罪被害者等支援に関する市民の意識高揚をはかり、暴力や交通事故、犯罪のない明るいまちづくりを推進していくため、各団体と連携して静岡市暴力追放・飲酒運転追放・犯罪等に強いまちづくり市民大会を開催します。	年1回開催	339の一部	年1回開催(2/21)	339の一部	A	市民参加者に対し、暴力追放・飲酒運転追放・交通安全・防犯・犯罪被害者等支援に関する市民の意識高揚を図るために啓発を行うことができた。	年1回開催	321の一部	市民局 生活安全安心課
4	同報無線や防災メール等を利用した広報啓発活動	特殊詐欺など特定の犯罪が多発した場合に、市民の防犯意識を高めるため、同報無線や防災メール等を利用した広報を実施するとともに、庁内各課や警察と連携して啓発活動を実施します。	警察と連携し、随時対応	339の一部	放送実施基準に達していないため、同報無線実施なし (同報無線実施基準) 市内で14:00までに24件以上⇒市内全域に実施 各区で14:00までに8件以上⇒各区に実施	339の一部	A	市内で特殊詐欺が多発した際、放送実施基準に達していないため同報無線は実施しなかったが、ラジオ、等各種媒体の活用や金融機関での啓発を実施することで、特殊詐欺の防止啓発を図ることができた。	警察と連携し、随時対応	321の一部	市民局 生活安全安心課
5	街頭広報活動	消費者被害を未然に防止するため、街頭や公共広告での啓発・広報活動を実施します。	街頭でのリーフレット配布 2回 公共交通機関での啓発 1回	518	街頭でのリーフレット配布 1回 公共交通機関での啓発 1回	512	B	5月に中部県民生活センター主催の街頭広報活動に参加し、静岡駅利用者に対して消費者月間の広報啓発を実施できた。消費者ホットラインの認知度向上を目的とした公共交通機関での啓発を実施できた。12月に2回目の開催が予定されていたが、開催がなかったため、1回のみとなった	街頭でのリーフレット配布 2回 公共交通機関での啓発 1回	518	市民局 生活安全安心課
6	見守り者への注意喚起情報の配信	市内3警察署から提供された注意喚起情報のほか、消費者被害の防止のための注意喚起情報を、地域包括支援センター等の見守り者に対して、配信します。	注意喚起情報の随時配信	—	注意喚起情報の配信 31回	—	A	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所などの見守り者に対する周知広報に寄与できた。	注意喚起情報の随時配信	—	市民局 生活安全安心課
7	青少年の健全育成のための広報啓発活動	青少年の健全育成を推進とともに、地域社会全体で青少年を温かく見守り、支え育てる環境をつくるため広報啓発活動を実施します。 啓発リーフレットの作成・配布、7月・11月・3月 対象:中学生、小学校4~6年生、新中学1年生保護者、7月・11月の街頭キャンペーン時に配布する市民	啓発用リーフレット配布 配付時期:7月、11月、3月 対象:中学生、小学校4~6年生、新中学1年生保護者、7月・11月の街頭キャンペーン時に配布する市民	464	広報啓発リーフレット配布: 44,000部(7月・11月・2月) 対象:中学生、小4~6、新中1保護者 街頭キャンペーンを7月・11月に実施した。	421	A	リーフレット配布、街頭キャンペーンとともに計画通り実施され、全中学校の生徒や、小学校4~6年生と保護者に配布し、各地域・地区にリーフレットを配布、街頭キャンペーンを行うことにより、青少年非行・被害に係る内容の広報啓発ができた。	啓発用リーフレット配布 配付時期:7月、11月、3月 対象:中学生、小学校4~6年生、新中学1年生保護者、7月・11月の街頭キャンペーン時に配布する市民	464	こども未来局 こども若者応援課
8	自転車等盗難事件防止のための自転車施錠及び放置自転車削減呼び掛け運動	清水区内の市営駐輪場の利用者、主に高校生に対し、自転車盗難防止のための、施錠や放置自転車の禁止を、市職員、警察官、教員が連携し呼び掛けを実施します。	年2回の啓発活動の実施	100	7月に草薙駅周辺駐輪場、10月に孤ヶ崎駅周辺駐輪場で施錠駐輪啓発活動を実施済み。	50	A	今年度は例年と啓発場所を変えることにより新たな駐輪場利用者に対して、二重ロックをする等、防犯意識を持って利用してもらえるよう周知できた。	—	—	都市局 都市計画部 清水まちづくり推進課

9	下水道工事現場における防犯活動	犯罪の発生を防ぐため、下水道請負業者に「ここにもあります防犯の目」とかかれた防犯活動を示すのぼり旗を工事現場に掲げるよう呼びかけます。	9工事現場×1のぼり旗	-	6工事現場×1のぼり旗	-	B	防犯活動を示すのぼり旗を工事現場に掲げることで、工事現場周辺の防犯意識を高めている。さらに、多数の現場で実施することで、市内全域の防犯効果を得られていると考える。	13工事現場×1のぼり旗	-	上下水道局 下水道部 下水道建設課
---	-----------------	---	-------------	---	-------------	---	---	---	--------------	---	-------------------------

(2)防犯力を高める教育

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
10	防犯に関する講座の開催	生涯学習施設で防犯に関する講座を実施します。	無人館を除く37施設中6施設で講座を実施	指定管理料の一部	無人館を除く37施設中5施設で講座を実施	指定管理料の一部	A	各生涯学習施設において、詐欺対策講座等を開催し、受講者の防犯力を高めることができた。	無人館を除く37施設中6施設で講座を実施	指定管理料の一部	市民局 生涯学習推進課
11	防犯教室、講演会の開催	市民が規範意識や防犯意識を高め、防犯に関する知識を身につけるため地域で行われる防犯教室、講演会を支援します。	・随時実施 ・防犯団体研修会の実施	339の一部	防犯講話3回開催 (折戸地区社会福祉協議会10/5, 2/8、安西地区社会福祉協議会2/7)	339の一部	A	各防犯団体相互の意見交換や交流を目的とした研修会を開催せず、資料の送付にて市内の犯罪概況を情報提供しているが、防犯団体への調査と併せて、令和7年度4月に実施することにした。 2団体に3回、防犯講話を実施したことにより、参加者の防犯意識の高揚を図ることができた。	・随時実施 ・防犯団体研修会の実施	321の一部	市民局 生活安全安心課
12	子どもの体験型防犯講座の実施	小学生を対象とし、子ども自身が「犯罪に遭わないための知識」や「万が一犯罪に遭遇したときに自分の身を守る方法」を身につける体験型防犯講座を実施します。	年度当初に予定されている防犯教室・講座(42校)の実施率100%	860	42校で実施	420	A	防犯講座の実施により、子どもが自分の身を守る知識を身につけるとともに防犯意識の高揚を図ることができた。	年度当初に予定されている防犯教室・講座(42校)の実施率100%	600	市民局 生活安全安心課
13	地域での消費者教育(市政出前講座)	自ら考え行動する消費者になるため、自治会、老人会などの地域における消費者トラブル未然防止やエシカル消費等の消費者教育講座の開催を通じて、消費者教育の機会創出を図る	講座実施回数:14回	357	①講座実施回数35回 【内訳】 子どもの保護者1回 高齢者21回 高齢者見守り8回 その他成人5回 ②自治会連合会定例会での注意喚起各2回 (延べ8回)	302	A	目標より多くの講座を実施し、消費者トラブル未然防止や早期相談の推進を図ることができた。	講座実施20箇所 自治会連合会での啓発各1回 (延べ3回)	207	市民局 生活安全安心課
14	学校での消費者教育(若者の消費者トラブル対策講座)	自ら考え行動する消費者になるため、学校における消費者トラブル未然防止やエシカル消費等の消費者教育講座の開催を通じて、消費者教育の機会創出を図る。	講座実施回(箇所)数:25箇所	791	講座実施46箇所(134回) 【内訳】 小学校5箇所 中学校30箇所 高校3箇所 18歳以上若者8箇所	777	A	目標より多くの講座を実施し、消費者トラブル未然防止や早期相談の推進を図ることができた。	講座実施24箇所	715	市民局 生活安全安心課
15	学校安全担当者研修会	各校の安全担当に学校安全に関する講習会を開催します。	11月に全小中学校の学校安全担当者を対象にした研修会開催予定。	16	11月に全小中学校の学校安全担当者を対象にした研修会開催	0	A	市内小中学校の学校安全担当者を対象とした研修会を一堂に会して開催することができた。令和6年度は防災・交通安全にスポットをあてた研修となり防災意識、交通事故防止の意識を高めることができた。	11月に全小中学校の学校安全担当者を対象にした研修会開催予定。	16	教育局 児童生徒支援課

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和6年度実績・令和7年度実施計画

基本方針2 防犯力の高い地域づくり

(1) 地域防犯活動の支援

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課	
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)		
16	地域防犯活動事業費補助金	地域防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ及び活動に要する経費に対し補助金を交付します。	地域防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ及び活動に要する経費に対し補助金を交付します。	1,100	5団体へ交付(富士見地区、森下学区、折戸地区、中豪科地区、三保地区)	390	A	団体の活動に要する経費補助を行うことで、地域住民が行う防犯活動の支援を行うことができた。	地域防犯活動を行う地区安全会議の立ち上げ及び活動に要する経費に対し補助金を交付する。	800	市民局 生活安全安心課	
17	防犯協会補助金	犯罪の防止や少年の非行防止活動を行う防犯協会に対し補助金を交付します。	犯罪の防止や少年の非行防止活動を行う防犯協会に対し補助金を交付します。	3団体へ交付(静岡中央、静岡南、清水防犯協会)	19,122	3団体へ交付(静岡中央、静岡南、清水防犯協会)	19,122	A	3団体(静岡中央、静岡南、清水防犯協会)へ補助金を交付することで、防犯協会が行う警察と連携した防犯活動の支援を行うことができた。	3団体へ交付(静岡中央、静岡南、清水防犯協会)	19,122	市民局 生活安全安心課
18	静岡市保護司会連絡協議会補助金	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し補助金を交付します。	更生保護活動、犯罪予防活動を行う静岡市保護司会連絡協議会に対し補助金を交付します。	1団体へ交付(静岡市保護司会連絡協議会)	4,230	1団体へ交付(静岡市保護司会連絡協議会)	4,230	A	更生保護、犯罪予防を目的とする「社会を明るくする運動」や、薬物乱用防止等の啓発活動を実施する静岡市保護司会連絡協議会に対して補助金を交付し、地域防犯活動への支援を行った。	1団体へ交付(静岡市保護司会連絡協議会)	4,018	保健福祉長寿局 健康福祉部 福祉総務課

(2)関係機関との連携・協働強化

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
19	競輪場内における犯罪の防止	静岡競輪場内において自衛警備隊を組織し、場内パトロール及び防犯カメラによる監視を行います。 事犯に対しては、自衛警備隊による聞き取り調査を行い、案件によっては警察に引き継ぎます。	・自衛警備隊員4人による場内パトロール ・防犯カメラ52基による監視	—	自衛警備隊員4人 防犯カメラ52基	—	A	自衛警備隊による場内パトロール及び防犯カメラによる監視を行い、事犯に対しても自衛警備隊の連携による聞き取り等迅速な対応により、競輪場内の秩序と安全を維持した。	・自衛警備隊員4人による場内パトロール ・防犯カメラ52基による監視	—	財政局 財政部 公営競技事務所
20	静岡市外国人住民施策連絡会議	多文化共生推進策を進めるため、関係機関との情報交換を行い、外国人及び日本人がともに安心して生活できるよう、市内在住の外国人住民に関する状況を広く把握する会議を開催します。	会議開催予定 年1回 日時未定	0	6工事現場×1のぼり旗	0	A	各機関が令和6年度に対応した事例を通じて意見交換を行った。外国人住民に関する状況を幅広くかつ具体的に把握することができ、関係機関との一層の連携強化を図ることができた。	会議開催予定 年1回 日時:令和7年6月3日	0	観光交流文化局 国際交流課
21	防犯活動団体との連携・協働	防犯活動を行うNPOやその他の防犯活動団体と連携、協働し、防犯まちづくりに取り組みます。また、それらの活動に対し、情報提供などの支援を行います。	・特殊詐欺被害防止啓発年6回、自転車盗被害防止啓発年1回実施 ・市内各防犯団体への市内の犯罪概況の情報提供	339の一部	・特殊詐欺被害防止啓発年6回、自転車盗被害防止啓発年2回実施	339の一部	A	・警察、防犯協会、地域安全推進員等と連携して啓発活動を実施し、防犯まちづくりの推進に寄与した。 ・市内各防犯団体への市内の犯罪概要の提供は、防犯団体への代表者調査と併せて、令和7年度4月に実施することにした。	・特殊詐欺被害防止啓発年6回、自転車盗被害防止啓発年2回実施 ・市内各防犯団体への市内の犯罪概況の情報提供	321の一部	市民局 生活安全安心課
22	静岡市・静岡市警察部連絡会議	警察本部、市内各警察署、市による情報交換及び意見交換を行う静岡市・静岡市警察部連絡会議を開催し、連携して防犯施策に取り組みます。	警察関係部署とともに意見交換を行う。	—	年1回開催(1/30)	—	A	市民局長、市内3区長、市警察部長、同庶務課長、同庶務課理事官、市内各警察署長、県警サイバー犯罪対策課課長補佐出席の上、特殊詐欺被害に対する取組について意見交換し、防犯施策の推進を図ることができた。	警察関係部署とともに意見交換を行う。	—	市民局 生活安全安心課
23	認知症高齢者見守り事業	徘徊する恐れのある認知症高齢者をメール配信システムに事前登録を行い、その際、捜索時の目印になるよう見守りシール(反射材)を配付し、行方不明時には協力者にメール配信を行います。	徘徊認知症高齢者見守りシステム(レザーメール)新規登録者数2500人	1,070	徘徊認知症高齢者見守りシステム(レザーメール)新規登録者数1128人	646	C	市の公式LINEとの連携により、目標値には達しなかったものの、登録者数は増加しており、高齢者を見守るネットワークの協力体制は維持できている。	徘徊認知症高齢者見守りシステム(レザーメール)新規登録者数1000人	969	保健福祉長寿局 地域支え合い推進部 地域包括ケア推進課
24	成年後見制度利用促進事業	契約行為等を自分の意思で行うことが困難な認知症等の高齢者及び知的障がい者等に対して、成年後見制度の利用の促進を図ることで、本人の権利を守るとともに犯罪被害防止につなげます。	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会 36回(3区×1回×12か月)	58,310	・報酬助成の要件拡大後、継続実施済み 実施件数 160件 ・専門職による相談会実施件数 36回	46,496 福祉総務課21,830 障害福祉企画課4,008 高齢者福祉課16,802 精神保健福祉課3,856	A	報酬助成の要件拡大後、継続して実施した。専門職による相談会については、市内3区において毎月1回の相談会を実施し、目標を達成した。	・報酬助成の実施 ・専門職による相談会 36回(3区×1回×12か月)	75,740 福祉総務課22,825 障害福祉企画課 6,358 高齢者福祉課 33,363 精神保健福祉課 8,194	保健福祉局 健康福祉部 福祉総務課、 障害福祉企画課、 高齢者福祉課、 精神保健福祉課
25	障害者相談支援事業	障がいのある人及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等の支援を実施することで、障がいのある人の権利を守るとともに犯罪の被害防止につなげます。	①障害者相談支援推進業務の実施(1か所) ②障害者等相談支援事業の実施(10か所) ③成年後見制度利用支援事業の実施(各福祉事務所で実施)	①30,167 ②身体・知的:84,952 精神:103,977の一部	①障害者相談支援推進業務の実施(1か所) ②障害者等相談支援事業の実施(10か所) ③成年後見制度利用支援事業の実施(各福祉事務所で実施)	①30,160 ②身体・知的:93,394 精神:103,589の一部	A	市内に基幹相談支援センターを1か所、相談支援事業所10か所を委託又は指定管理により開設。適正に事業を実施できた。	①障害者相談支援推進業務の実施(1か所) ②障害者相談支援センター運営業務、 障害者等相談支援業務の実施(10か所) ③成年後見制度利用支援事業の実施(各福祉事務所で実施)	①30,167 ②身体・知的:102,701 精神:97,403の一部	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課 保健衛生医療部 保健所精神保健福祉課
26	発達障害者支援センター運営事業	発達障がいのある人に対する支援を総合的に実施専門相談機関を社会福祉法人への委託により実施します。	発達障害者支援センター(1か所)の委託設置	59,780	発達障害者支援センター(1か所)の運営が適正に実施された	59,554	A	発達障害者支援センター(1か所)の運営が適正に実施された	発達障害者支援センター(1か所)の委託設置	61,711	保健福祉長寿局 健康福祉部 障害福祉企画課
27	青少年を取り巻く社会環境の実態調査及び立入調査	青少年を取り巻く社会環境の実態を調査し、有害環境の把握と改善に取り組みます。	社会環境実態調査:530件 立入調査:50件	6,417の一部	社会環境実態調査:526件 立入調査:10件	4,092	A	各店舗への立入調査を予定通り実施できた。	社会環境実態調査:530件 立入調査:10件	3,855の一部	こども未来局 こども若者応援課
28	青少年健全育成活動の支援	市内各地域の青少年健全育成団体に対し、事業費等を補助し、地域ぐるみの健全育成活動を支援します。	年度当初に予定されている防犯教室・講座実施率100%	11,697 (静岡:3,536) (清水:7,488) (静岡地域:673)	・静岡・清水青少年健全育成団体:48団体 ・健全育成大会:47団体の実施	11,319 (静岡:3,345) (清水:7,301) (静岡地域:673)	A	活動を休止した1地区以外は、健全育成大会が運営できた。	・静岡・清水青少年健全育成団体:48団体 ・健全育成大会:47団体の実施	10,861 (静岡:2,700) (清水:7,488) (静岡地域:673)	こども未来局 こども若者応援課

29	要保護児童対策地域協議会開催	児童虐待の恐れがある家庭等への適正な支援や措置のため、関係機関が集まり支援策の検討や情報交換を行います。	①代表者会議(年1～2回) ②実務者会議(定例会:各区1回/月、進行管理会議:各区1回/4ヶ月) ③個別ケース検討会議(随時)	722	①代表者会議1回 ②実務者会議 45回 ③個別ケース検討会議 36回	615	A	要保護児童等の早期発見や適切な保護、支援の方策の検討ができる、関係機関の連携を深めることができた。	①代表者会議(年1～2回) ②実務者会議(定例会:各区1回/月、進行管理会議:各区1回/4ヶ月) ③個別ケース検討会議(随時)	692	こども未来局 こども家庭福祉課
30	放置自転車等に対する市・警察の共通マニュアル作成事業	清水区内で発見された放置自転車等の撤去・盗難届確認等の手続きを迅速化するため、清水まちづくり推進課(旧都市計画事務所)と清水警察署が連携し、共通マニュアルを作成します。	年1回マニュアルの修正協議を行い、必要があれば改訂する。	-	清水警察署との手続きはマニュアルに従い行われ、見直すべき点はなかった。	-	A	清水警察署と協議し、マニュアル化することで共通認識のもと手続きが行われた。	年1回マニュアルの修正協議を行い、必要があれば改訂する。	-	都市局 都市計画部 清水まちづくり推進課
31	放火されない環境づくり	静岡市消防局放火されない環境づくり推進要領に基づき、放火火災による生命、身体及び財産の被害の軽減を図ることに取り組みます。	放火火災防止モデル地区を選定し啓蒙活動の支援をするとともに、連続放火火災発生時には関係機関との協力体制を図り、放火火災の防止に努める。	100	静岡市消防局放火されない環境づくり推進要領に基づき、放火火災防止モデル地区を9か所選定。対象世帯へアンケート調査を実施するとともに放火火災に関する環境等の改善指導を実施した。	100	A	令和6年度における火災原因のうち放火火災が占める割合は10.5%となり、平均放火火災率20%以下の目標を達成した。 放火火災防止モデル地区で実施したアンケート調査の結果、87.5%の方が火災予防の意識が向上したと回答した。	放火防止推進地区を選定し啓蒙活動の支援をするとともに、連続放火火災発生時には関係機関との協力体制を図り、放火火災の防止に努める。	121	消防局 消防部 予防課

(3) 地域の安全を見守るパトロール活動の強化

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課	
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)		
32	青色防犯パトロール	犯罪者の犯罪機会を失わせ、市民が安心して暮らすことができるよう、青色回転灯装着車両による青色防犯パトロールに取り組みます。	青パト強化期間(年4回交通安全運動期間中)における青パト実施回数延べ500回	339の一部	507回実施	339の一部	A	市職員による青色防犯パトロールの実施により、地域の安全安心の確保に寄与することができた。	青パト強化期間(年4回交通安全運動期間中)における青パト実施回数延べ500回	321の一部	市民局 生活安全安心課	
33	「ながら見守り活動」の実施	市民が気軽に防犯活動に取り組めるよう、市が「しおか防犯パトロール」を立ち上げ、参加者が日常活動の中で見守り防犯活動を実施します。	登録者による活動延べ回数10,000回	339の一部	活動回数延べ29,637回	339の一部	A	市民や企業等に参加いただき、地域防犯活動の新たな手を確保するとともに、市民の防犯意識の高揚や地域の安心安全の確保を図ることができた。	参加登録者によるパトロール実施回数延べ15,000回	321の一部	市民局 生活安全安心課	
34	スカイパトロール	市職員が消防局所有の消防ヘリコプターに搭乗し、上空から監視パトロールを実施します。	年2回監視パトロール実施	—	年2回監視パトロール実施	—	A	上空からの廃棄物の不適正処理パトロールを実施することにより、地域の安全を見守る活動の充実を図った。	年1回監視パトロール実施	—	環境局 廃棄物対策課	
35	廃棄物監視機動班	廃棄物監視機動班により、監視パトロールを実施します。	年90回監視パトロール実施	—	年95回監視パトロール実施	—	A	監視機動班による廃棄物の不適正処理パトロールを実施することにより、地域の安全を見守る活動の充実を図った。	年90回監視パトロール実施	—	環境局 廃棄物対策課	
36	山間地等廃棄物不法投棄監視員	山間地等廃棄物不法投棄監視員による、山間地等の廃棄物不法投棄監視パトロールを実施します。	35地区132人に監視員を委嘱し、パトロールを実施	2,872	35地区132人に監視員を委嘱し、パトロールを実施	2,495	A	地元に密着した監視員による不法投棄物のパトロールを実施することで、地域の防犯活動を行い地域防犯活動者の育成推進を図った。	35地区133人に監視員を委嘱し、パトロールを実施	2,872	環境局 廃棄物対策課	
37	青少年を対象とした補導活動	青少年の非行や犯罪被害を未然に防ぐため、静岡市青少年育成センターを中心に地域、学校、警察等と連携し、街頭補導を実施します。	補導員等:878人 実施回数:1,000回 参加人数:8,000人	6,417の一部	補導員等:750人 実施回数:904回 参加人数:6,837人	4,092	A	夏の熱中症アラート、地震警戒、台風の中止以外は、予定していた補導活動を実施できた。	補導員等:550人 実施回数:850回 参加人数:5,000人	3,855の一部	こども未来局 こども若者応援課	
38	委託検針員による高齢者等の見守り支援事業	高齢者に異変が認められる場合、委託検針員が関係機関へ連絡通報します。	随時実施	—	実施	—	A	計画通り実施した。	随時実施	—	上下水道局 水道部 お客様サービス課	
39	委託検針員・委託未納料金収納業務従事者による防犯活動への支援協力	委託検針員・委託未納料金収納業務従事者が不審者情報の連絡通報・事故等の連絡通報・危険個所の連絡通報・通学路など地域の防犯活動に協力します。	随時実施	—	実施	—	A	計画通り実施した。	随時実施	—	上下水道局 水道部 お客様サービス課	
40	地域学校協働活動推進事業	学校応援団活動の仕組みを基盤として、放課後子ども教室等の活動に関わる地域人材との共有を図ながら、学校と地域が連携・協働することにより、地域全体で子どもたちの健やかな育成を図ります。 学校ごとに必要に応じて、登下校の見守り等の防犯活動を実施しています。	市内小中学校のうち、学校ごと必要に応じて随時実施する。	118,228の一部	市内小中学校のうち、学校ごと必要に応じて随時実施した。	95,406の一部	事業自体が防犯のためのものではなく、必要に応じて各学校で実施するものであるため、目標値の設置や実績値の把握はしていないため、達成度の評価はできません。			市内小中学校のうち、学校ごと必要に応じて随時実施する。	118,800の一部	教育局 教育総務課
41	地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	子ども達を取り巻く課題を解決するための活動の一つとして、学校や通学路における子ども達の安全確保のため、地域との連携を図り、地域のボランティアを活用するなど地域社会全体で学校安全に取り組みます。	地域のPTA・ボランティア等が中心となり、登下校中の児童・生徒を見守ることで、交通事故や犯罪を抑止する。	—	地域のPTA・ボランティア等が中心となって児童・生徒を見守った。	—	A	地域のPTA・ボランティア等が中心となり、登下校中の児童・生徒を見守ることで、交通事故や犯罪の抑止になった。	地域のPTA・ボランティア等が中心となり、登下校中の児童・生徒を見守ることで、交通事故や犯罪の抑止する。	—	教育局 児童生徒支援課	

42	定例巡回・特別巡回	静岡市高等学校校外教育連盟が主催するもので、連盟に加入している市内高等学校の教員が当番制で放課後や長期休暇時を中心に生徒の巡回・見守りを実施します。	私立を含む市内の高等学校教員による当番制で、公園・神社・書店・ゲームセンター等生徒が立ち寄りそうな場所で巡回を行う。定例巡回 6回程度及び長期休業中の特別巡回2回程度	-	定例巡回6回及び長期休業中の特別巡回2回	-	A	巡回中大きな問題行動の発見に至り対応することはなかったが、自転車ルール順守の指導を主に行なった。巡回を行うことで、問題行動の抑止につながったり、生徒の現状を把握する機会となったりと効果は大きいと考える。	私立を含む市内の高等学校教員による当番制で、公園・神社・書店・ゲームセンター等生徒が立ち寄りそうな場所で巡回を行う。定例巡回 6回程度及び長期休業中の特別巡回2回程度	-	静岡市立高等学校
----	-----------	--	---	---	----------------------	---	---	---	---	---	----------

(4) 暴力団排除活動の推進

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
43	市の事務事業における暴力団排除の推進	市の事務事業が暴力団の利益とならないよう、入札や契約事務から暴力団を排除します。	新規事務事業に、暴力団排除規定を整備する	-	-	-			新規事務事業に、暴力団排除規定を整備する	-	市民局 生活安全安心課※各所管課
44	公の施設からの暴力団排除の実施	市の施設を暴力団に管理させないとともに、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することになる利用から暴力団を排除します。	所管課と情報共有し暴力団排除を行う	-	相談の都度対応	-	A	市の施設所管課と連携し、公の施設からの暴力団排除を推進した。	所管課と情報共有し暴力団排除を行う	-	市民局 生活安全安心課※施設所管課
45	暴力追放に関する広報啓発活動	静岡市暴力追放推進協議会と連携し、暴力追放のための広報啓発活動、麻薬、覚せい剤等の薬物乱用の防止及び銃器犯罪等根絶に関する広報啓発活動を実施します。	年金支給日に啓発品とともに振り込み詐欺防止資料を配布して広報啓発活動を行う	339の一部	6回/年(年金支給日)	339の一部	A	年金支給日に警察、防犯協会とともに金融機関にて特殊詐欺対策について広報啓発したこと、詐欺被害防止に寄与した。	年金支給日に啓発品とともに振り込み詐欺防止資料を配布して広報啓発活動を行う	321の一部	市民局 生活安全安心課
46	暴力追放に関する研修会の開催	静岡市暴力追放推進協議会と連携し、民事介入暴力対策、企業対象暴力対策の研修会を開催します。	協議会総会の二部で行う予定	339の一部	参加団体:●団体	339の一部	A	協議会総会の第二部として、(財)静岡県暴力追放運動推進センター事務局次長から「最近の暴力団情勢について」と題した研修会を実施した。	協議会総会の二部で行う予定	321の一部	市民局 生活安全安心課
47	地域暴力排除活動の推進	静岡市暴力追放推進協議会、市民、事業者と連携し、地域における暴力排除活動を推進します。	市民大会の開催と県民大会への支援を行う	339の一部	新通学区決起大会の共催 県民大会への支援	339の一部	A	新通学区決起大会、暴追県民大会への支援を行い、暴力排除活動を推進するとともに、暴排意識の醸成を図ることができた。	市民大会の開催と県民大会への支援を行う	321の一部	市民局 生活安全安心課
48	暴力追放推進協議会補助金	犯罪のない明るく住みよい市民生活を確立するため、暴力追放運動を積極的に推進することを目的とし、暴力追放活動を行う静岡市暴力追放推進協議会に対し補助金を交付します。	静岡市暴力追放推進協議会へ補助金の交付	1,515	静岡市暴力追放推進協議会へ補助金を交付して活動を支援した。	1,514	A	計画どおり静岡市暴力追放推進協議会に補助金を交付して同協議会の活動を支援することで、市民に対し、暴排に関する様々な啓発を行うことができた。	静岡市暴力追放推進協議会へ補助金の交付	1,325	市民局 生活安全安心課
49	静岡県公共料金等暴力対策協議会負担金	静岡県公共料金等暴力対策協議会と連携し、公益事業者への暴力的要要求行為を予防排除し、事業者の円滑な業務を確保します。	第1回本部常任幹事会 第2回 " R6.3.26 第3回 " R6.5.22 第4回 " R6.8.30 第41回総会	-	第1回本部常任幹事会 R6.3.26 第2回 " R6.5.22 第3回 " R6.8.30 第4回 " R6.10.25 第42回総会 R6.11.20	-	A	事業実施計画通り、会議を開催することができた。	第1回本部常任幹事会 第2回 " R6.5.22 第3回 " R6.8.30 第43回総会	-	上下水道局 経営管理部 上下水道総務課

(5) 歓楽街等を対象とした環境改善

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
50	客引き行為等対策事業	「静岡市客引き行為等の禁止に関する条例」に基づき、条例の広報啓発活動や指導員による客引き行為等の巡回指導を実施します。	①客引き行為等状況調査の実施6回 ②警察(中央署)との合同パトロール2回	253	①年11回実施 ②年3回実施	280	A	状況調査、合同パトロール回数は目標値を超えたが、依然として、客引き行為等に関する苦情が多い。	①客引き行為等状況調査の実施6回 ②警察(中央署)との合同パトロール2回	240	市民局 生活安全安心課

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和6年度実績・令和7年度実施計画

基本方針3 犯罪の起きにくい環境(ハード)づくり

(1) 犯罪防止に配慮した公共施設の整備

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
51	市営自転車等駐輪場の整備	市営自転車等駐輪場を整備する際、見通しを確保するため、防犯カメラを整備するなど、犯罪防止への配慮に努めます。	年1回以上の監視カメラ保守装置の点検を行う	330	2月に防犯カメラ保守点検を実施した。	330	A	清水駅西口第1、2駐輪場について、防犯カメラの点検を行い、安全な駐輪場経営に努めることができた。	防犯カメラに不具合が生じた場合は早急に修繕を行う。	4,362千円の一部	都市局 都市計画部 交通政策課 清水まちづくり推進課
52	公園の整備	公園を整備する際、地域住民の意見を取りながら、防犯の観点からも見通しの確保についての検討を加えるよう努めます。	新設公園3公園(鳥坂高架下、梅が岡、高橋花の木)	104,500	新設公園3公園(鳥坂高架下、梅が岡、高橋花の木)	104,319	A	計画していた新設公園3公園(鳥坂高架下、梅が岡、高橋花の木)の整備を完成させることができた。	新設公園5公園(片山かがやき公園、中島浜ふれあい公園、中島堤下公園、(仮)堤町公園、(仮)瀬名中央高架下公園)	267,841	都市局 都市計画部 公園建設管理課
53	道路照明灯のLED化	道路を整備、維持管理する際、道路利用者の安全な通行を確保するとともに、防犯対策にも効果がある照明灯の整備、更新としてLED化を推進します。	-	-	-	-	-	-	-	-	建設局 道路部 道路保全課
令和6年度の計画及び実績なし。										令和7年度以降の計画なし	

(2)市民が行う防犯設備の整備促進

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
54	防犯灯設置事業費補助金	自治会・町内会が防犯灯を設置する際の費用を補助します。	1,542灯	34,500	6工事現場×1のぼり旗	12,320	C	防犯灯のLED化が9割を超え、申請件数が減少傾向にあるが、自治会・町内会の要望どおり設置を行っており、明るく安全安心な町づくりに貢献した。	997灯	29,000	市民局 市民自治推進課
55	防犯灯維持費補助金	自治会・町内会等が防犯灯を設置した際の維持費(電気代)を補助します。	47,394灯	103,000	47,244灯	110,899	A	計画通り以上の灯数についての維持費の支給ができ、明るく安全安心なまちづくりに貢献した。	47,594灯	128,000	市民局 市民自治推進課
56	開発行為手続きにおける防犯指導	開発行為手続きの中で、工事資機材の盗難防止を呼び掛けます。	随時実施	-	随時実施	-	A	開発行為実施時に、工事資機材の盗難防止を呼び掛けことで、工事現場での犯罪発生の防止に寄与した。	随時実施	-	市民局 生活安全安心課
57	大規模店舗立地法手続きにおける防犯指導	大規模店舗立地法手続きの中で、万引きなどの店舗内での犯罪発生防止のための措置を取るよう指導します。 駐輪場を設置する場合には、施錠の励行等の看板を設置するよう指導します。	随時実施	-	随時実施	-	A	大規模店舗立地法手続きにおいて適切に防犯指導を行うことで、万引きなどの店舗内での犯罪発生防止に寄与した。	随時実施	-	市民局 生活安全安心課
58	防犯カメラ運用ガイドラインの策定及び普及	プライバシーの保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用に関する静岡市独自のガイドラインを作成し、防犯カメラの普及を図ります。	街頭防犯カメラ設置事業補助金に併せて周知を実施	-	街頭防犯カメラ設置事業補助金に併せて周知を実施	-	A	街頭防犯カメラ設置事業補助金に併せて周知を実施することで、自治会等が設置する街頭防犯カメラの適切な管理を推進することができた。	街頭防犯カメラ設置事業補助金に併せて周知を実施	-	市民局 生活安全安心課
59	通話録音装置の普及促進	65歳以上の高齢者がいる世帯に、通話録音装置等の普及を図るための無料貸出や広報を行い、電話勧誘販売による消費者トラブルなどの未然防止を図ります。	・出前講座での周知 ・公共交通広告の実施	183	・市政出前講座(36回)での周知 ・公共交通広告の実施1回	143	A	・出前講座で高齢者に、公共交通広告を利用することで若者等に対してそれぞれ貸し出し事業の周知をすることができた。	・出前講座での周知 ・公共交通広告の実施	162	市民局 生活安全安心課
60	街頭防犯カメラ設置事業補助金	地域の自主的な防犯活動を促進し、及び犯罪等に強いまちづくりの推進に向けた地域の自主的な取組を支援するため、街頭防犯カメラを設置する自治会等に対し、設置に係る経費を補助します。	市内全体で街頭防犯カメラ25台分を補助(1台当たり上限30万円)	7,500	市内全体で街頭防犯カメラ22台分を補助(1台当たり上限30万円)	4,959	A	・自治会等からの相談に基づき、警察の協力を得て効果的な設置場所を協議し、必要な団体に補助金を交付することができた。 ・設置団体に対するアンケートで、全ての団体が「防犯カメラを設置して安心感を感じる」と回答したことから、地域の安心感の向上につながった。	市内全体で街頭防犯カメラ22台分を補助(1台当たり上限30万円)	6,600	市民局 生活安全安心課
61	商店街環境整備補助金	商店街が防犯カメラを整備する事業に対し、補助金を交付します。	【事業実施計画】 庵匠一丁目商業発展会の防犯カメラ設置 次郎長通り商店会の街路灯LED化	4,861	庵匠一丁目商業発展会の防犯カメラ設置 庵匠一丁目商業発展会のLED化	2,718	A	犯罪の起きにくい環境(ハード)づくりに向け、商店街の防犯カメラ設置に対し支援をすることができた。街路灯のLED化については、年度当初予定していた商店街からの申請はなかったが、ほかの商店街で事業を行うことができ、防犯の強化を図った。	防犯カメラの設置 防犯カメラの取り換え 街路灯のLED化	7,204	経済局 商工部 商業労政課
62	子どもひなん所	地域全体で子どもを犯罪から守るため、協力していただける地域等に「子どもひなん所」というステッカーを学校を通して配布します。	年度当初に予定されている防犯教室・講座実施率100%	-	697枚	-	A	要請があった8つの小学校と3つの事業所等に速やかに配布することで、子どもひなん所の存在を周知し、地域で子どもを犯罪から守る意識を高めることができた。	要請があった学校に対して配布する。	-	教育局 児童生徒支援課

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画関連施策 令和6年度実績・令和7年度実施計画

基本方針4 犯罪被害者等への支援体制づくり

(1) 犯罪被害者等への理解

No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
63	犯罪被害者等に関する広報啓発活動	犯罪被害者等の相談窓口一覧や必要な手続などについて掲載したパンフレット等を配布し、犯罪被害者等支援の必要性を啓発していきます。	犯罪被害者等支援パネル展の開催(葵・駿河・清水.3庁舎)	58	・令和6年度版パンフレットを庁内関係課、庁外関係機関を送付。 ・犯罪被害者等支援パネル展を犯罪被害者週間(11/25～12/1)にて開催(3庁舎)	0	A	11/25～12/1の犯罪被害者週間に葵、駿河、清水の3庁舎にてパネル展の実施や懸垂幕の掲出により、市民に対して犯罪被害者等に対する理解と支援制度の周知を行うことができた。	・犯罪被害者等支援パネル展の開催(葵・駿河・清水.3庁舎) ・リーフレットを関係機関に送付	55	市民局 生活安全安心課
64	犯罪被害者等に関する研修会、講習会の実施	市職員を対象とした犯罪被害者等支援についての研修会、市民を対象とした犯罪被害者等について理解を深めるための講習会を開催します。	年1回開催	-	1回開催(9/19)	-	A	市職員を対象とした犯罪被害者等支援についての研修会を1回開催し、庁内の相談・支援体制の充実を図ることができた。また、市民を対象とした講演会を関係団体と共に1回開催することができた。	年1回開催	-	市民局 生活安全安心課
65	犯罪被害者等に関する講演会の開催	犯罪被害者等支援の必要性を学ぶため、犯罪被害者の遺族などを講師に招き、講演会を実施します。	年1回開催	50	1回開催(11/29)	43	A	関係団体と共に犯罪被害者等支援講演会を年1回開催し、市民の犯罪被害者支援に対する理解を深めることに寄与した。	年1回開催	50	市民局 生活安全安心課

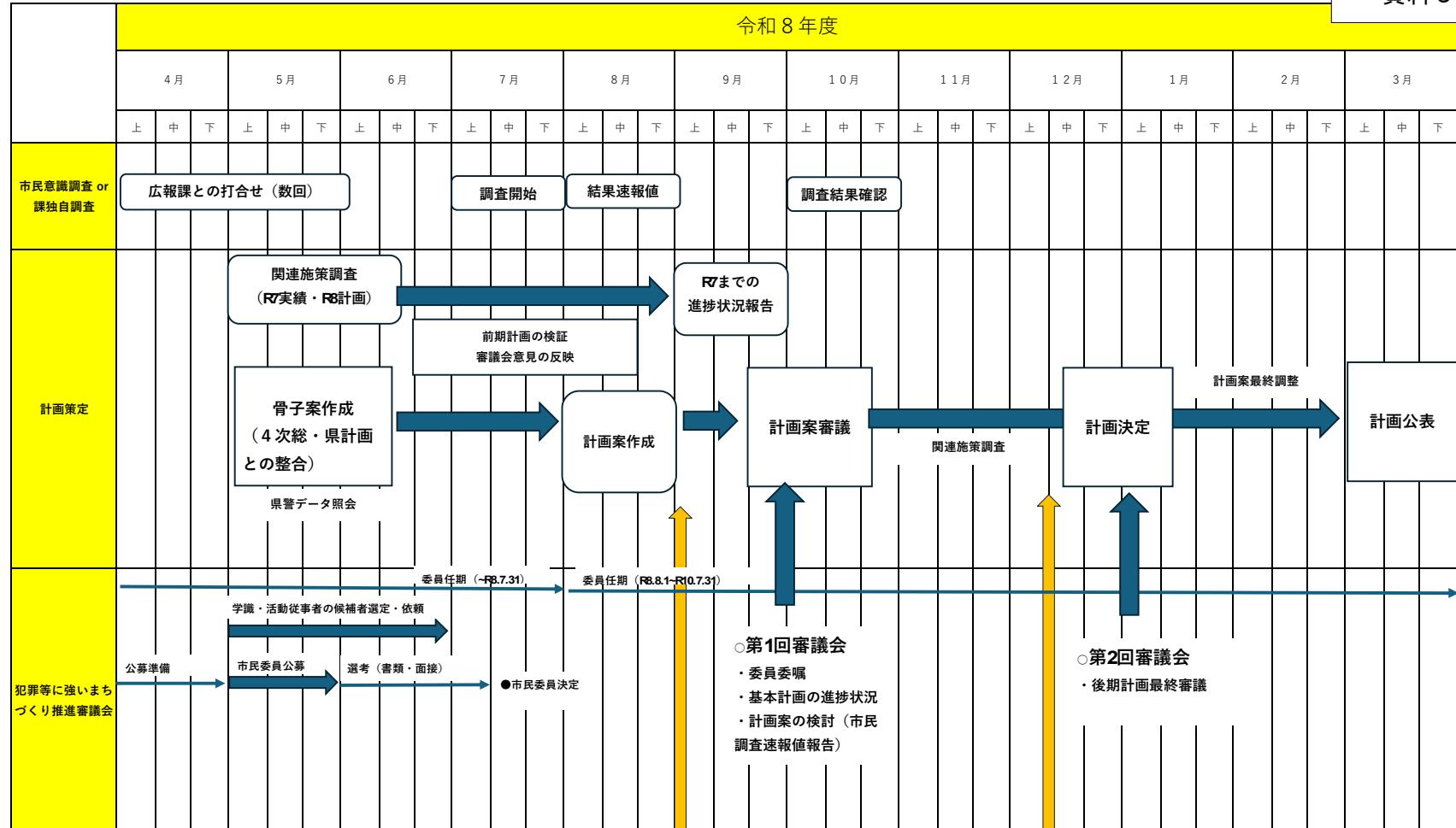
(2)相談・支援体制の充実

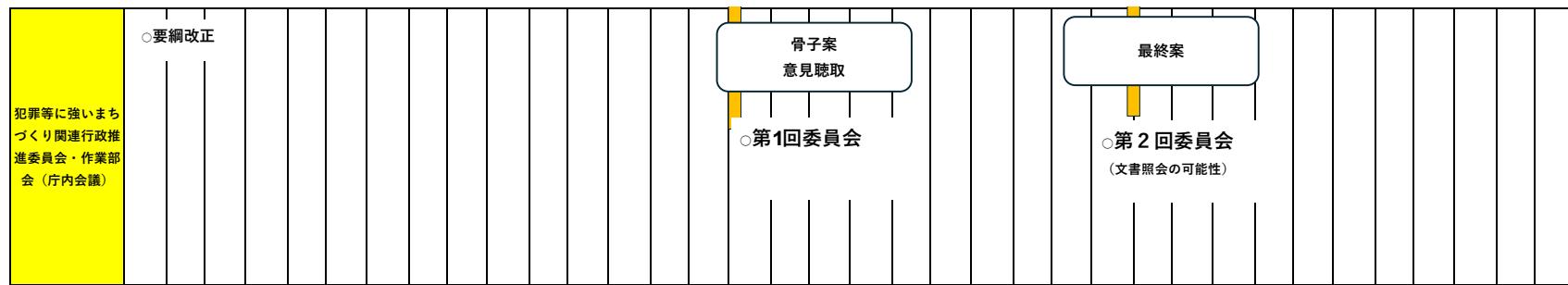
No.	1 事業名称	2 事業概要	令和6年度実績						令和7年度計画		10 所管課
			3 事業実施計画	4 予算額(千円)	5 事業実績	6 決算額(千円)	達成度	7 事業の評価	8 事業実施計画	9 予算額(千円)	
66	女性のための居場所づくり事業 ふらり	・困難を抱える女性のための居場所兼サポート窓口を女性会館及び清水区に開設します。 ・相談者の自立に結びつくサポートとして関係機関や民間サービスへの同行支援を行います。(R3まで) ・各機関との調整を行うコーディネーターを配置します。(R3まで)	居場所兼サポート窓口を女性会館で年間18回開催	315	年18回開催	314	A	様々な課題や困難、孤独と孤立を抱える女性が安心して過ごすことができる居場所兼サポート窓口を開設することができた。	-	-	市民局 男女共同参画・人権政策課
67	にじいろ個別相談	セクシユアリティや性別違和などの悩みについて、面談により個別に相談に応じます。	年6件面談等による相談を実施	210	6工事現場×1のぼり旗	143	A	性の多様性について、相談できる場を身近に設置することで、相談者のセクシユアリティに関する悩みや困りごと等に対応することができた。	面談等による相談を実施	210	市民局 男女共同参画・人権政策課
68	女性のための総合相談(女性会館)	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など女性の悩みに関する相談に、女性相談員が応じます。	電話・面接による個別相談 火水金 9-13時、14-17時 木 9-11時、14-17時 土 10-13時	- (指定管理委託料)	相談実施件数:1,734件	- (指定管理委託料)	A	相談者の悩みや困難を受け止めながら、問題を整理して、その人自身の気づきを助ける。相談者が持つ力を引き出し、最終的には自ら問題解決できるように援助した。適切な機関につないだ。	電話・面接による個別相談 火水金 9-13時、14-17時 木 9-11時、14-17時 土 10-13時	- (指定管理委託料)	市民局 男女共同参画・人権政策課
69	男性電話相談「メンズほっとライン静岡」	家族関係、夫婦の問題、その他人間関係など男性の悩みに関する相談に、男性相談員が応じます。	電話による個別相談 第2・4火 19-21時	508	年23回開設	390	A	社会的、文化的に形成されてきた性差(ジェンダー)に起因する男性の悩みに関する相談に対応することができた。	電話による個別相談 第2・4火 19-21時	508	市民局 男女共同参画・人権政策課
70	にじいろ電話相談(女性会館)	性的な少數者当事者や家族、先生等のセクシユアリティや性別違和などに関する相談に、専門の研修を受けた相談員が応じます。	電話による個別相談 第2土 14-17時	- (指定管理委託料)	年12回実施(相談件数:24件)	- (指定管理委託料)	A	性の多様性について、相談者のセクシユアリティに関する悩みや困りごとに対応することができた。	電話による個別相談 第2土 14-17時	- (指定管理委託料)	市民局 男女共同参画・人権政策課
71	犯罪被害者等支援総合案内窓口	犯罪被害者等支援のための総合案内窓口にて、相談者を受け入れ、必要に応じて、各種相談窓口へ案内します。	電話による個別相談とともに犯罪被害者等見舞金等制度対象者に対する積極的なアプローチにより、経済的・精神的負担の軽減を行う。	413の一部	・犯罪被害者等支援総合案内窓口相談件数10件	413の一部	A	相談内容を把握との確な指導助言により、市民の安心感の醸成を図ることができた。	電話による個別相談とともに犯罪被害者等見舞金等制度対象者に対する積極的なアプローチにより、経済的・精神的負担の軽減を行う。	413の一部	市民局 生活安全安心課
72	犯罪被害者等支援室内連絡会議	犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、犯罪被害者等の立場に立った支援方策を協議するための連絡会議を開催し、連携した犯罪被害者等支援施策を推進します。	年1回開催 (研修会と同時に開催)	413の一部	1回開催	413の一部	A	府内関係課と情報共有することで、支援体制の強化を図った。	年1回開催	413の一部	市民局 生活安全安心課
73	住民基本台帳事務における支援措置	DV及びストーカー行為等の加害者が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付制度を不當に利用して、被害者の住所を探索することを防止し、被害者の保護を図ります。 支援期間については、1年間。(1年ごとの更新)	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	-	被害者の申出に対し各区役所戸籍住民課にて随時支援措置を実施した。	-	A	DV及びストーカー行為等の加害者から、住民票等からの被害者の住所の探索を防止することにより被害者の保護に寄与した。	被害者に対する支援措置を各区役所戸籍住民課にて継続して実施する。	-	市民局 戸籍管理課
74	犯罪被害者等のための市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づく同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。	犯罪被害者等のための市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づく同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。	相談・問合せに対する事務取扱要領に基づく対応	-	案件なし	-	A	相談案件があれば随時対応する。	相談・問合せに対する事務取扱要領に基づく対応	-	都市局 建築部 住宅政策課
75	配偶者からの暴力被害に対する市営住宅の目的外使用	配偶者からの暴力被害に対する市営住宅の目的外使用に関する事務取扱要領に基づく同被害者に市営住宅の目的外使用を認めることにより、居住の安定を図ります。	年度当初に予定されている防犯教室・講座実施率100%	-	案件なし	-	A	相談案件があれば随時対応する。	相談・問合せに対する事務取扱要領に基づく対応	-	都市局 建築部 住宅政策課

76	犯罪被害者等支援 見舞金等支給制度	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷 病被害等にあられた方に見舞金や支援金を支 給することで、直近の経済的負担の軽減を図り ます。	対象者へ随時支給	4,000	見舞金5件支給	700	A	警察等の関係機関と連携し、迅速に見舞金を被害者等 に支給することができた。	対象者へ随時支給	4,000	市民局 生活安全安心課
----	----------------------	---	----------	-------	---------	-----	---	--	----------	-------	----------------

第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画 中間見直しスケジュール（案）

資料5





資料 6

令和 8 年度 市民調査方法

（1）市民意識調査（広報課運営）

① 調査の目的

誰もが安全・安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、市民の治安や防犯に対する意識、防犯や犯罪被害者等支援に対する要望を把握することにより、「第 3 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（計画期間：令和 5 年度～令和 12 年度）」中間年における見直しの基礎資料とするため調査を実施する。

② 調査予定期

令和 8 年 7 月頃

③ 調査対象

市内在住の 18 歳以上の男女 3,000 名（住民基本台帳から等間隔無作為抽出）

④ 回収率

約 45%（令和 6 年度 45.1%）

⑤ 質問数

3～5 問程度（3～5 課が実施し、調査票全体で 30 問程度となる）

⑥ 調査法

郵送法（インターネット回答併用）

⑦ 「市民の防犯意識に関する調査」の実施状況（15 問程度の市政アンケートモニターで実施）

- ・平成 20 年度 対象 100 人（回収率 96%）
- ・平成 25 年度 対象 100 人（回収率 100%）
- ・令和 3 年度 対象 150 人（回収率 97%）

⑧ 質問項目（案）

- ・令和 3 年度の質問項目の内、特に調査する必要があると判断した項目を質問する方針。
- ・採用課が令和 8 年 2 月頃に決定し、5 月中旬頃まで、詳細な質問項目について広報課と調整を行う。

（2）生活安全安心課独自調査（市民意識調査ができなかった場合）

① 調査の目的

誰もが安全・安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、市民の治安や防犯に対する意識、防犯や犯罪被害者等支援に対する要望を把握することにより、「第3次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画（計画期間：令和5年度～令和12年度）」中間年における見直しの基礎資料とするため調査を実施する。

② 調査予定時期

令和8年6～7月頃の約1か月間実施予定

③ 調査対象

市内在住の18歳以上の男女1,000名（住民基本台帳から等間隔無作為抽出）

④ 回収率

参考：令和6年度静岡市消費生活の意識調査（生活安全安心課消費生活センター実施）約36%

⑤ 質問数

15問程度

⑥ 調査法

郵送法（インターネット回答併用）

⑦ 「市民の防犯意識に関する調査」の実施状況（15問程度の市政アンケートモニターで実施）

- ・平成20年度 対象100人（回収率96%）
- ・平成25年度 対象100人（回収率100%）
- ・令和3年度 対象150人（回収率97%）

⑧ 質問項目（案）

- ・令和3年度の質問項目とほぼ同じ内容で実施する方針。

《令和 8 年度質問項目（案）》

（1）市民意識調査（3～5 間）

① 市民の体感治安

「あなたは、普段静岡市で生活していく中で、安全で安心して生活することができ
ると思いますか」

- ・そう思う
- ・どちらかといえばそう思う
- ・どちらかといえばそう思わない
- ・そう思わない

② 市民の防犯意識

「あなたの、防犯意識について伺います」

- ・高いと思う
- ・どちらかといえば高いと思う
- ・どちらかといえば低いと思う
- ・低いと思う

③ 地域防犯活動への参加について

「あなたは、地域で行われている防犯活動に参加したことがありますか」

- ・参加したことがある
- ・今は参加していないが、できれば参加したい
- ・過去に参加したことがある
- ・参加していないし、参加する予定もない

④ 犯罪被害者等支援について

「あなたは、『犯罪被害者等基本法』に基づき、国、地方公共団体や民間支援団体
において、犯罪被害者等への支援の取組みが進められていることを知っています
か。」

- ・知っている
- ・知らない

(2) 生活安全安心課独自調査（17問、市民意識調査ができなかった場合）

○防犯について

①「あなたは、普段静岡市で生活していく中で、安全で安心して生活することができると 思いますか。」（平成30年度質問）

※選択肢省略

②「あなたは、静岡市の治安はよくなっていると思いますか。それとも悪くなっていると思 いますか。」

- ・よくなっていると思う
- ・どちらかといえばよくなっていると思う
- ・変わらない
- ・どちらかといえば悪くなっていると思う
- ・悪くなっていると思う

③「自分や身近な人が被害に遭うかもしれない、特に不安に感じる犯罪は何ですか。（選択は3つまで）」

- ・空き巣や忍び込み
- ・ホームページやSNSを利用した犯罪
- ・悪質商法や特殊詐欺
- ・自転車バイクなどの盗難・車上狙い
- ・殺人や強盗等

④「日常生活において、特に不安に感じることがなんですか。（選択は3つまで）」

- ・地域にある暗がりや見通しの悪い場所を歩くこと
- ・自分の住んでいる地域での犯罪の発生
- ・暴走行為やあおり運転
- ・不審な電話や通知を受けること
- ・子どもなどに対する不審者からの声掛け等

⑤「あなた自身の防犯意識について、伺います。」

※選択肢省略

⑥「あなたの家庭で日頃から取り組んでいる防犯対策は何ですか。（選択はいくつでも）」

- ・外出時の戸締り

- ・在宅時の戸締り
- ・電話の加入や訪問販売の拒否
- ・暗い夜道等の回避
- ・インターネットセキュリティ対策
- ・ドアや窓への空き巣対策

⑦「安全で安心して暮らすためには、どのような取組が強化されればよいと思いますか。(選択は3つまで)」

- ・道路・公園・駐車場・マンション等の施設・建物からの暗がり・死角の解消
- ・警察による巡回パトロール
- ・防犯カメラの設置
- ・通学路安全対策などの子どもの安全対策
- ・悪質商法や特殊詐欺対策
- ・空き家、空き地の解消

等

○地域における防犯活動について

⑧「地域における防犯活動として、あなたが住んでいる地域で行われていることを知っているものをすべて選択してください。」

- ・通学路での児童見守り活動
- ・防犯パトロール活動
- ・地域におけるコミュニケーション
- ・行われているかどうか知らない
- ・個人が日常生活の中で行う「ながら見守り活動」等

⑨「あなたは、地域で行われている防犯活動に参加したことがありますか。」

※選択肢省略

⑩「防犯活動に参加する場合、参加しやすい時間帯・曜日をお聞かせください。」

○暴力団排除活動について

⑪「あなたは、静岡市内に存在する暴力団についてどのように感じますか。」

- ・不安を感じる
- ・少し不安を感じる
- ・あまり不安を感じない
- ・不安を感じない

- ・わからない
- ⑫ 「あなたは、静岡市暴力団排除条例を知っていますか」
- ・内容まで知っている
 - ・あることは知っているが、内容まで知らない
 - ・知らない
- ⑬ 「暴力団排除に向けての対策として、どのような取組が強化されればよいと思
いますか。(選択はいくつでも)」
- ・警察の取締りを強化する
 - ・企業や市民が暴力団を利用したりお金を出さないようにする
 - ・行政が暴力団排除を強化する 等
- 犯罪被害者等支援について
- ⑭ 「あなたは、『犯罪被害者等基本法』に基づき、国、地方公共団体や民間支援団体
において、犯罪被害者等への支援の取組みが進められていることを知っています
か。」
- ※選択肢省略
- ⑮ 「犯罪被害者等への支援策として、どのような取組が強化されればよいと思いま
すか。(選択はいくつでも)」
- ・総合的な案内窓口による支援に関する情報提供
 - ・カウンセリング等の精神的な支え
 - ・弁護士等の法律相談
 - ・経済的な援助（見舞金、貸付金、治療費）
 - ・支援機関に関する情報提供
 - ・居住場所の提供 等
- ⑯ 「犯罪被害者等の支援のための相談窓口が設けられています。このうち、あなたが知つ
ているものを選んでください。(選択はいくつでも)」
- ・知っているものはない
 - ・静岡市犯罪被害者等支援総合案内窓口（生活安心安全課）
 - ・静岡県犯罪被害者等支援総合調整窓口（静岡県くらし交通安全課）
 - ・静岡県性暴力被害者支援センターSORA
 - ・静岡県警察の相談窓口（警察相談課犯罪被害者支援室等）
 - ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの相談窓口

- ・公益社団法人全国被害者支援ネットワークの犯罪被害者等電話相談
- ・日本司法支援センター（法テラス）の相談窓口等

⑯ 「防犯、犯罪被害者等支援に対する意見、要望がありましたら自由にご記入ください。」

「市民の防犯意識」に関するアンケート調査

1 調査目的

静岡市では平成 27 年 3 月に「第 2 次静岡市犯罪等に強いまちづくり基本計画」を策定し、安心して生活することができる安全な地域社会の実現に向けて取組を進めています。

そこで、市民の皆さんのが「防犯」、「地域における防犯活動」、「暴力団排除活動」、「犯罪被害者等支援」についてどのように感じているのかご意見を伺い、今後の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

2 調査対象

市政アンケートモニターとして委嘱した市内在住の男女 150 人

3 回収件数

145 件（回収率約 97%）

4 調査方法

インターネットによるアンケート調査

5 調査期間

令和 3 年 9 月 21 日（火）～9 月 28 日（火）

6 担当課

市民局 生活安心安全課

7 回答者の属性

（1）年代・性別

	(人)		
	男性	女性	計
10 代（18 歳以上）	1	5	6
20 代	1	19	20
30 代	7	14	21
40 代	12	17	29
50 代	13	15	28
60 代	13	14	27
70 代以上	10	4	14
総計	57	88	145

(2) 居住区

(人)

	葵区	駿河区	清水区	総計
人数	66	48	31	145

(3) 婚姻有無

(人)

	既婚	未婚	総計
人数	111	34	145

(4) 家族構成

(人)

	同居している子どもがいる	子どもはいるが同居していない	子どもはない	総計
人数	69	32	44	145

(5) 静岡市での居住年数

① 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性		女性		総計	
0~5年	6	(10.5%)	11	(12.5%)	17	(11.7%)
6~10年	4	(7.0%)	3	(3.4%)	7	(4.8%)
11~15年	1	(1.8%)	8	(9.1%)	9	(6.2%)
16~20年	4	(7.0%)	12	(13.6%)	16	(11.0%)
20年以上	42	(73.7%)	54	(61.4%)	96	(66.2%)
総計	57		88		145	

② 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	総計
0~5年	0 (0%)	6 (30.0%)	6 (28.6%)	3 (10.3%)	0 (0%)	1 (3.7%)	1 (7.1%)	17 (11.7%)
6~10年	0 (0%)	1 (5.0%)	3 (14.3%)	3 (10.3%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	7 (4.8%)
11~15年	0 (0%)	2 (10.0%)	2 (9.5%)	4 (13.8%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (7.1%)	9 (6.2%)
16~20年	5 (83.3%)	2 (10.0%)	1 (4.8%)	3 (10.3%)	4 (14.3%)	1 (3.7%)	0 (0%)	16 (11.0%)
20年以上	1 (16.7%)	9 (45.0%)	9 (42.9%)	16 (55.2%)	24 (85.7%)	25 (92.6%)	12 (85.7%)	96 (66.2%)
総計	6	20	21	29	28	27	14	145

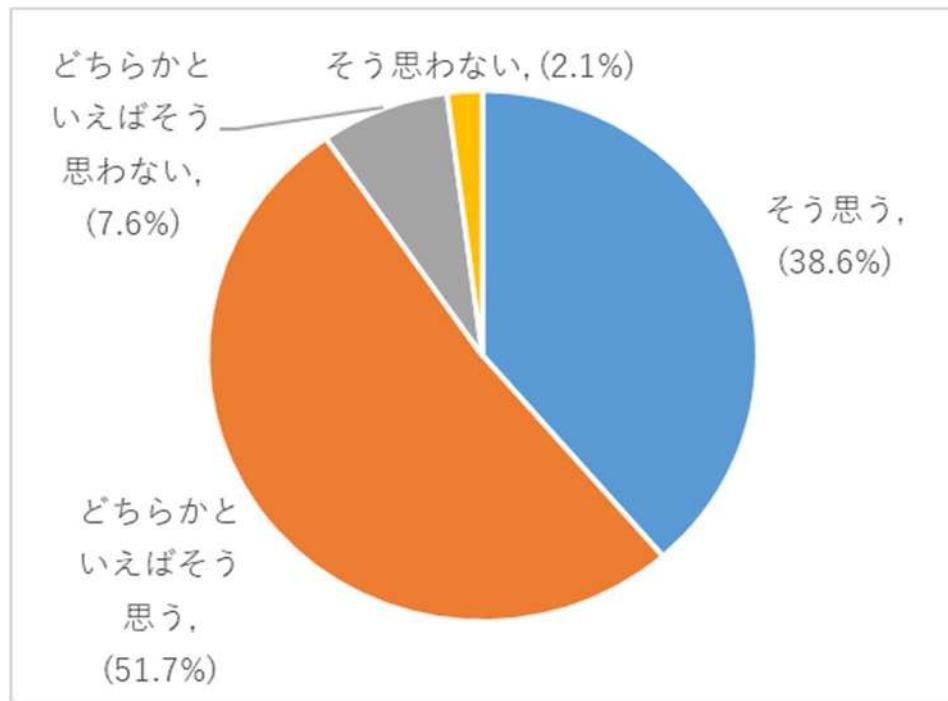
8 自由記載欄について

市政アンケートモニターの皆様の主觀によりご回答いただいたものを掲載しています。

9 調査結果・概要

問1 あなたは、普段静岡市で生活していく中で、安全で安心して生活することができると 思いますか。

「そう思う」と回答した割合は38.6%、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は51.7%となった。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
そう思う	26 (45.6%)	30 (34.1%)	56 (38.6%)
どちらかといえばそう思う	29 (50.9%)	46 (52.3%)	75 (51.7%)
どちらかといえばそう思わない	1 (1.8%)	10 (11.4%)	11 (7.6%)
そう思わない	1 (1.8%)	2 (2.3%)	3 (2.1%)
合計	57	88	145

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
そう思う	3 (50.0%)	8 (40.0%)	5 (23.8%)	12 (41.4%)	13 (46.4%)	8 (29.6%)	7 (50.0%)	56 (38.6%)
どちらかといえばそう思う	3 (50.0%)	9 (45.0%)	12 (57.1%)	14 (48.3%)	14 (50.0%)	16 (59.3%)	7 (50.0%)	75 (51.7%)
どちらかといえばそう思わない	0 (0.0%)	3 (15.0%)	3 (14.3%)	3 (10.3%)	1 (3.6%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	11 (7.6%)
そう思わない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	3 (2.1%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

(3) 居住年数別

() 内の割合は居住年における割合

	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	20年以上	合計
そう思う	8 (47.1%)	3 (42.9%)	4 (44.4%)	6 (37.5%)	35 (36.5%)	56 (38.6%)
どちらかといえばそう思う	5 (29.4%)	3 (42.9%)	5 (55.6%)	9 (56.3%)	53 (55.2%)	75 (51.7%)
どちらかといえばそう思わない	3 (17.6%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	6 (6.3%)	11 (7.6%)
そう思わない	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (2.1%)	3 (2.1%)
合計	17	7	9	16	96	145

○「そう思う」理由（主なもの）

- ・治安が良い。
- ・危険なことに遭遇したことがない。
- ・犯罪が身近で起こっていない。
- ・穏やかで、人が良い。
- ・道路に街路灯があり、夜も安心。交番、消防署、病院も近くにある。

○「どちらかといえばそう思う」理由（主なもの）

- ・静岡市は県内でも比較的治安が良い都市だから。
- ・危険な目にあう事がほとんどない。
- ・今まで、安全・安心かと思っていたが、最近不審者が多いため。
- ・交通事故の面では怖い思いはしたことがあるから。

○「どちらかといえばそう思わない」理由（主なもの）

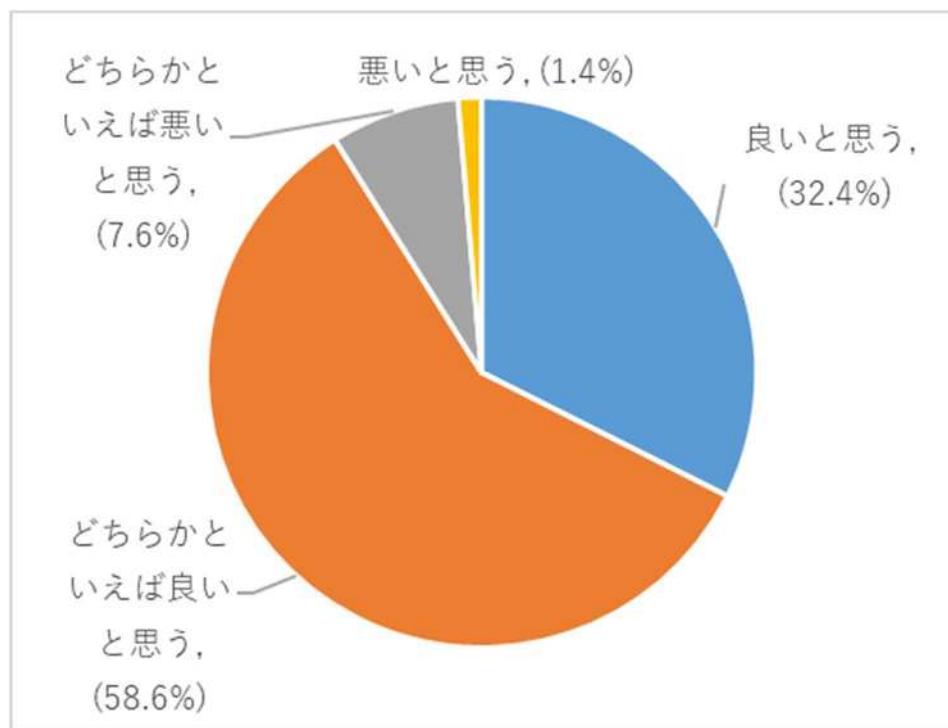
- ・夜間暗い路地などが多く、都会と比べて監視カメラの数も少ない。
- ・不審者が多く、通報をすることがあった。
- ・いつ被害に遭うかわからない不安が常にあるため。

○「そう思わない」理由（主なもの）

- ・最近詐欺まがいの訪問販売が多い
- ・道幅が狭く、歩行しているときに危険を感じる。

問 2-1 あなたは、静岡市の治安についてどう思いますか。

「良いと思う」と回答した割合が32.4%、「どちらかといえば良いと思う」と回答した割合は58.6%となった。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
良いと思う	21 (36.8%)	26 (29.5%)	47 (32.4%)
どちらかといえば良いと思う	31 (54.4%)	54 (61.4%)	85 (58.6%)
どちらかといえば悪いと思う	3 (5.3%)	8 (9.1%)	11 (7.6%)
悪いと思う	2 (3.5%)	0 (0.0%)	2 (1.4%)
合計	57	88	145

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
良いと思う	4 (66.7%)	7 (35.0%)	5 (23.8%)	7 (24.1%)	11 (39.3%)	9 (33.3%)	4 (28.6%)	47 (32.4%)
どちらかといえば良いと思う	2 (33.3%)	10 (50.0%)	13 (61.9%)	20 (69.0%)	14 (50.0%)	16 (59.3%)	10 (71.4%)	85 (58.6%)
どちらかといえば悪いと思う	0 (0.0%)	3 (15.0%)	3 (14.3%)	2 (6.9%)	2 (7.1%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	11 (7.6%)
悪いと思う	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	2 (1.4%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

(3) 居住年数別

() 内の割合は居住年における割合

	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	20年以上	合計
良いと思う	8 (47.1%)	4 (57.1%)	2 (22.2%)	5 (31.3%)	28 (29.2%)	47 (32.4%)
どちらかといえば良いと思う	8 (47.1%)	3 (42.9%)	6 (66.7%)	8 (50.0%)	60 (62.5%)	85 (58.6%)
どちらかといえば悪いと思う	1 (5.9%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	2 (12.5%)	7 (7.3%)	11 (7.6%)
悪いと思う	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (6.3%)	1 (1.0%)	2 (1.4%)
合計	17	7	9	16	96	145

○「良いと思う」理由（主なもの）

- ・犯罪が身近で起きていない。
- ・危険な目にあったことがない。
- ・警察が、よくパトロールしている

○「どちらかといえば良いと思う」理由（主なもの）

- ・大きな事件が無いから。
- ・警察のパトロールをよく見かける
- ・犯罪が全く起きていないわけではないため。

○「どちらかといえば悪いと思う」理由（主なもの）

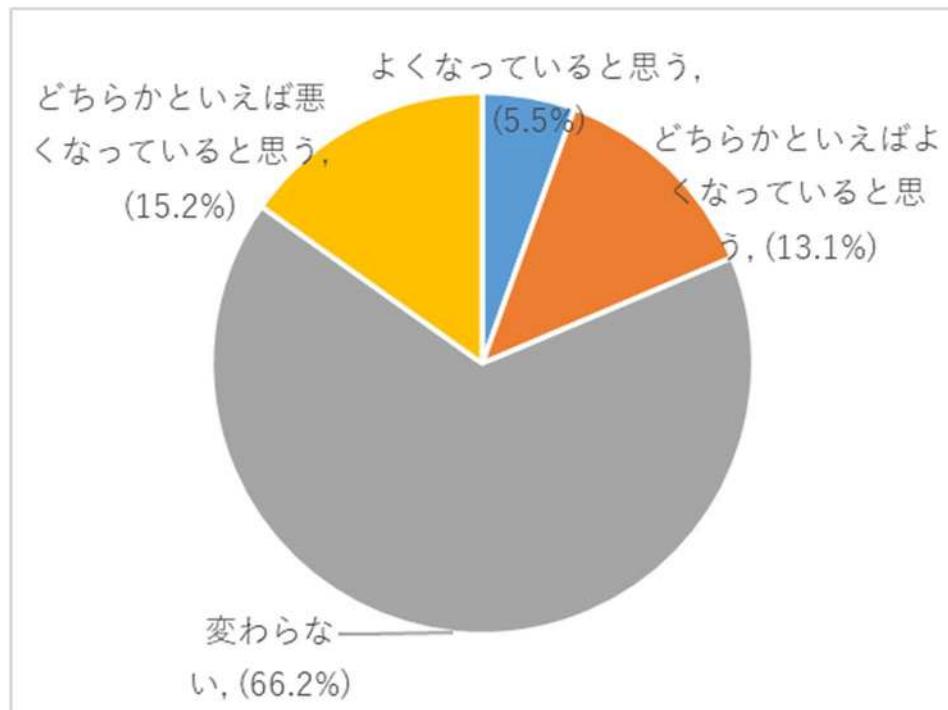
- ・交通事故や軽犯罪、詐欺などの事件が多く見受けられる。
- ・近くで事件などあったから。
- ・不審な人が増えている。
- ・夜間にバイクが暴走していたり、ゴミの不法投棄が目立つ場所がある。

○「悪いと思う」理由

- ・暴力団関連の建物が多い。

問 3-1 あなたは、静岡市の治安はよくなっていると思いますか。それとも悪くなっていると思いますか。

- ・「変わらない」と回答した割合が最も高く、66.2%となった。
- ・「どちらかといえば悪くなっていると思う」と回答した割合は、50代（28.6%）が他の年代と比べると高かった。



（1）男女別

（ ）内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
よくなっていると思う	3 (5.3%)	5 (5.7%)	8 (5.5%)
どちらかといえばよくなっていると思う	7 (12.3%)	12 (13.6%)	19 (13.1%)
変わらない	39 (68.4%)	57 (64.8%)	96 (66.2%)
どちらかといえば悪くなっていると思う	8 (14.0%)	14 (15.9%)	22 (15.2%)
悪くなっていると思う	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	57	88	145

（2）年代別

（ ）内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
よくなっていると思う	0 (0.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	2 (7.1%)	2 (7.4%)	1 (7.1%)	8 (5.5%)
どちらかといえばよくなっていると思う	1 (16.7%)	2 (10.0%)	3 (14.3%)	2 (6.9%)	4 (14.3%)	6 (22.2%)	1 (7.1%)	19 (13.1%)
変わらない	5 (83.3%)	13 (65.0%)	14 (66.7%)	23 (79.3%)	14 (50.0%)	16 (59.3%)	11 (78.6%)	96 (66.2%)
どちらかといえば悪くなっていると思う	0 (0.0%)	3 (15.0%)	4 (19.0%)	3 (10.3%)	8 (28.6%)	3 (11.1%)	1 (7.1%)	22 (15.2%)
悪くなっていると思う	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

（3）居住年数別

() 内の割合は居住年における割合

	0～5年	6～10年	11～15年	16～20年	20年以上	合計
よくなっていると思う	1 (5.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (12.5%)	5 (5.2%)	8 (5.5%)
どちらかといえばよくなっていると思う	3 (17.6%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	1 (6.3%)	14 (14.6%)	19 (13.1%)
変わらない	12 (70.6%)	7 (100.0%)	7 (77.8%)	12 (75.0%)	58 (60.4%)	96 (66.2%)
どちらかといえば悪くなっていると思う	1 (5.9%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	1 (6.3%)	19 (19.8%)	22 (15.2%)
悪くなっていると思う	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	17	7	9	16	96	145

○「よくなっていると思う」理由（主なもの）

- ・大きな事件等がない。
- ・今まで暮らしていて治安が悪いと感じたことがないから。
- ・客引きの取り締まりを行なっている。

○「どちらかといえばよくなっていると思う」理由（主なもの）

- ・犯罪が増えていない。
- ・警察官をよく見かける。
- ・街灯が様々な所に取り付けられている。
- ・昔より家も増え、道も広く、公園も見通しがよく、夜道も明るくなった。
- ・ゴミなどあまり散らかってなくきれいになった。

○「変わらないと思う」理由（主なもの）

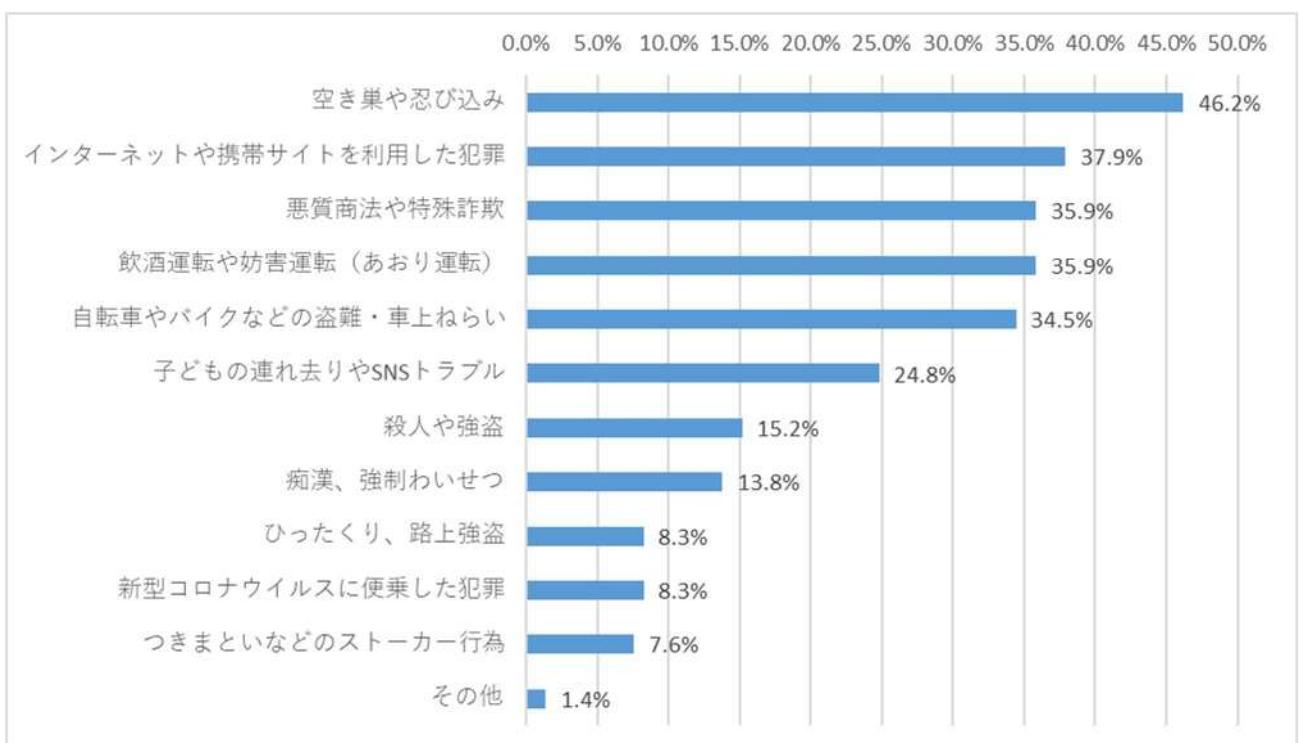
- ・目に見える変化を感じないため。
- ・変わらず治安がいい。
- ・犯罪認知件数が減っているが、被害を警察に報告しない人もいると思う。警察を呼んでも時間がかかるので、相当の被害にならなければ通報しないと思う。これだけで被害そのものが減っているとは思わない。
- ・犯罪や悪質行為などは時代をもろに反映するので、一概には言えないと思う。
- ・街灯の整備などまだまだ進んでいないように思うところも散見され、改善はあまり進んでいないように思えるから。

○「どちらかといえば悪くなっていると思う」理由（主なもの）

- ・最近不審者が多いため。
- ・自分が子供の頃よりも、今の子供たちの方が、犯罪にあわないように目を光らせていなければいけない印象が強い。
- ・緊急事態宣言後に道でたむろする人が増えた。

問4 自分や身近な人が被害に遭うかもしれないと、特に不安に感じる犯罪は何ですか。（選択は3つまで）

- ・「空き巣や忍び込み」が最も高く67人（46.2%）、次いで「インターネットや携帯サイトを利用した犯罪」55人（37.9%）、「悪質商法や特殊詐欺」52人（35.9%）となった。
- ・年代別にみると、「悪質商法や特殊詐欺」は、60代が他の年代と比べると高かった。



※悪質商法…一般消費者を対象に、組織的・反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれたもの。

※特殊詐欺…被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪。

(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
空き巣や忍び込み	24 (42.1%)	43 (48.9%)	67 (46.2%)
インターネットや携帯サイトを利用した犯罪	26 (45.6%)	29 (33.0%)	55 (37.9%)
悪質商法や特殊詐欺	22 (38.6%)	30 (34.1%)	52 (35.9%)
飲酒運転や妨害運転(あおり運転)	19 (33.3%)	33 (37.5%)	52 (35.9%)
自転車やバイクなどの盗難・車上ねらい	28 (49.1%)	22 (25.0%)	50 (34.5%)
子どもの連れ去りやSNSトラブル	11 (19.3%)	25 (28.4%)	36 (24.8%)
殺人や強盗	8 (14.0%)	14 (15.9%)	22 (15.2%)
痴漢、強制わいせつ	4 (7.0%)	16 (18.2%)	20 (13.8%)
ひったくり、路上強盗	5 (8.8%)	7 (8.0%)	12 (8.3%)
新型コロナウイルスに便乗した犯罪	2 (3.5%)	10 (11.4%)	12 (8.3%)
つきまといなどのストーカー行為	2 (3.5%)	9 (10.2%)	11 (7.6%)
その他	0 (0.0%)	2 (2.3%)	2 (1.4%)
合計	151	240	391

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

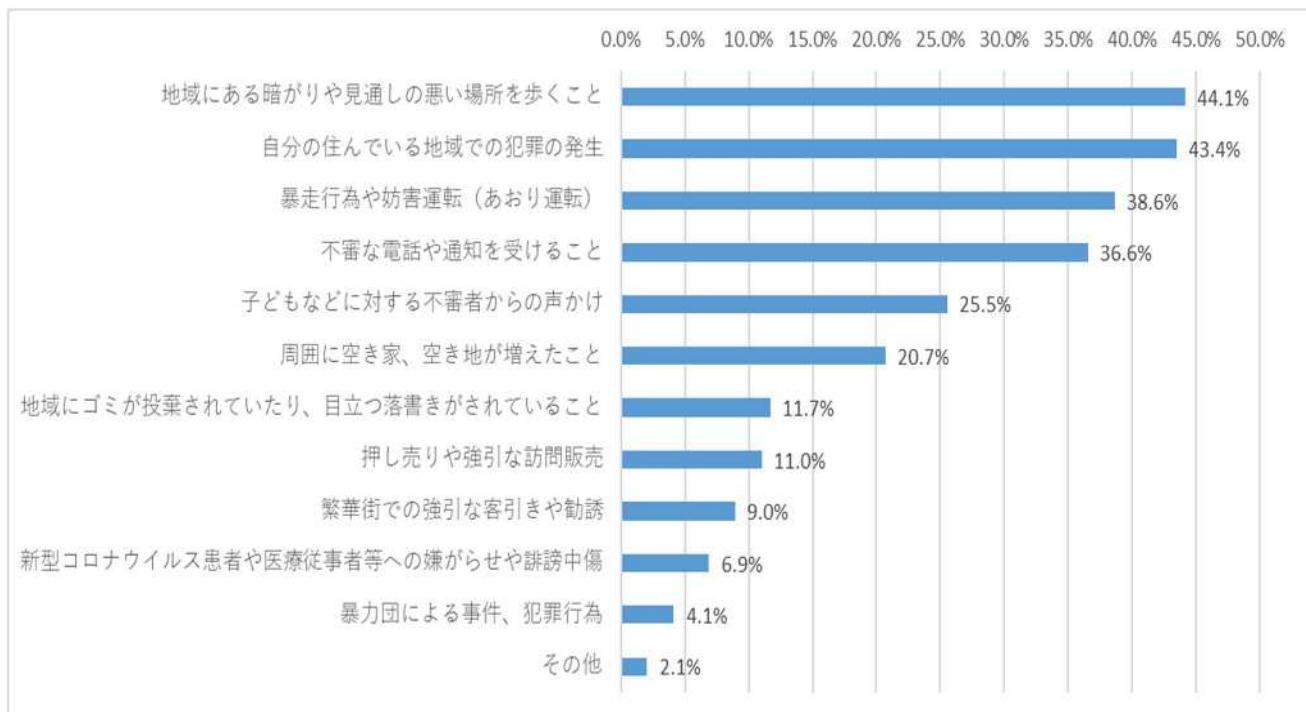
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
空き巣や忍び込み	0 (0.0%)	8 (40.0%)	10 (47.6%)	17 (58.6%)	16 (57.1%)	9 (33.3%)	7 (50.0%)	67 (46.2%)
インターネットや携帯サイトを利用した犯罪	3 (50.0%)	6 (30.0%)	4 (19.0%)	8 (27.6%)	14 (50.0%)	13 (48.1%)	7 (50.0%)	55 (37.9%)
悪質商法や特殊詐欺	1 (16.7%)	5 (25.0%)	2 (9.5%)	10 (34.5%)	8 (28.6%)	20 (74.1%)	6 (42.9%)	52 (35.9%)
飲酒運転や妨害運転(あおり運転)	2 (33.3%)	7 (35.0%)	7 (33.3%)	12 (41.4%)	9 (32.1%)	12 (44.4%)	3 (21.4%)	52 (35.9%)
自転車やバイクなどの盗難・車上ねらい	2 (33.3%)	2 (10.0%)	7 (33.3%)	12 (41.4%)	9 (32.1%)	10 (37.0%)	8 (57.1%)	50 (34.5%)
子どもの連れ去りやSNSトラブル	4 (66.7%)	6 (30.0%)	8 (38.1%)	7 (24.1%)	5 (17.9%)	4 (14.8%)	2 (14.3%)	36 (24.8%)
殺人や強盗	1 (16.7%)	6 (30.0%)	5 (23.8%)	2 (6.9%)	6 (21.4%)	1 (3.7%)	1 (7.1%)	22 (15.2%)
痴漢、強制わいせつ	1 (16.7%)	4 (20.0%)	3 (14.3%)	5 (17.2%)	1 (3.6%)	5 (18.5%)	1 (7.1%)	20 (13.8%)
ひったくり、路上強盗	0 (0.0%)	1 (5.0%)	3 (14.3%)	2 (6.9%)	3 (10.7%)	1 (3.7%)	2 (14.3%)	12 (8.3%)
新型コロナウイルスに便乗した犯罪	0 (0.0%)	2 (10.0%)	2 (9.5%)	4 (13.8%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)	12 (8.3%)
つきまといなどのストーカー行為	0 (0.0%)	6 (30.0%)	2 (9.5%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	11 (7.6%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (9.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.4%)
合計	14	53	55	79	74	77	39	391

(その他意見)

- ・当た逃げ
- ・小学生への声かけ

問5 日常生活において、特に不安に感じることは何ですか。（選択は3つまで）

- 「地域にある暗がりや見通しの悪い場所を歩くこと」が 64 人 (44.1%)、次いで「自分の住んでいる地域での犯罪の発生」が 63 人 (43.4%)、「暴走行為や妨害運転（あおり運転）」56 人 (38.6%) となった。
- 男女別でみると、「地域にある暗がりや見通しの悪い場所を歩くこと」は、男性 15 人 (26.3%) であるのに対し、女性は 49 人 (55.7%) と高くなっている。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
地域にある暗がりや見通しの悪い場所を歩くこと	15 (26.3%)	49 (55.7%)	64 (44.1%)
自分の住んでいる地域での犯罪の発生	27 (47.4%)	36 (40.9%)	63 (43.4%)
暴走行為や妨害運転（あおり運転）	23 (40.4%)	33 (37.5%)	56 (38.6%)
不審な電話や通知を受けること	20 (35.1%)	33 (37.5%)	53 (36.6%)
子どもなどに対する不審者からの声かけ	13 (22.8%)	24 (27.3%)	37 (25.5%)
周囲に空き家、空き地が増えたこと	16 (28.1%)	14 (15.9%)	30 (20.7%)
地域にゴミが投棄されていたり、目立つ落書きがされていること	12 (21.1%)	5 (5.7%)	17 (11.7%)
押し売りや強引な訪問販売	5 (8.8%)	11 (12.5%)	16 (11.0%)
繁華街での強引な客引きや勧誘	7 (12.3%)	6 (6.8%)	13 (9.0%)
新型コロナウイルス患者や医療従事者等への嫌がらせや誹謗中傷	4 (7.0%)	6 (6.8%)	10 (6.9%)
暴力団による事件、犯罪行為	2 (3.5%)	4 (4.5%)	6 (4.1%)
その他	1 (1.8%)	2 (2.3%)	3 (2.1%)
合計	145	223	368

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

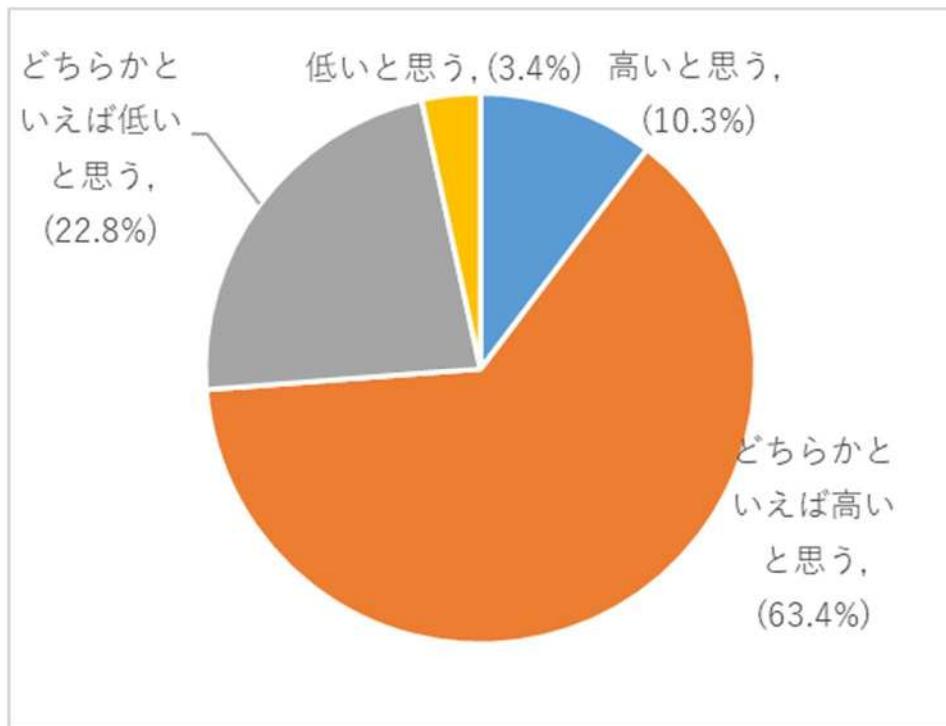
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
地域にある暗がりや見通しの悪い場所を歩くこと	3 (50.0%)	14 (70.0%)	13 (61.9%)	13 (44.8%)	8 (28.6%)	8 (29.6%)	5 (35.7%)	64 (44.1%)
自分の住んでいる地域での犯罪の発生	4 (66.7%)	11 (55.0%)	12 (57.1%)	7 (24.1%)	12 (42.9%)	11 (40.7%)	6 (42.9%)	63 (43.4%)
暴走行為や妨害運転(あおり運転)	2 (33.3%)	9 (45.0%)	9 (42.9%)	9 (31.0%)	11 (39.3%)	12 (44.4%)	4 (28.6%)	56 (38.6%)
不審な電話や通知を受けること	1 (16.7%)	5 (25.0%)	4 (19.0%)	10 (34.5%)	8 (28.6%)	17 (63.0%)	8 (57.1%)	53 (36.6%)
子どもなどに対する不審者からの声かけ	0 (0.0%)	5 (25.0%)	8 (38.1%)	9 (31.0%)	7 (25.0%)	6 (22.2%)	2 (14.3%)	37 (25.5%)
周囲に空き家、空き地が増えたこと	1 (16.7%)	1 (5.0%)	4 (19.0%)	4 (13.8%)	8 (28.6%)	8 (29.6%)	4 (28.6%)	30 (20.7%)
地域にゴミが投棄されたり、目立つ落書きがされていること	0 (0.0%)	2 (10.0%)	2 (9.5%)	4 (13.8%)	3 (10.7%)	4 (14.8%)	2 (14.3%)	17 (11.7%)
押し売りや強引な訪問販売	0 (0.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	5 (17.2%)	2 (7.1%)	5 (18.5%)	1 (7.1%)	16 (11.0%)
繁華街での強引な客引きや勧誘	0 (0.0%)	5 (25.0%)	1 (4.8%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	3 (11.1%)	2 (14.3%)	13 (9.0%)
新型コロナウイルス患者や医療従事者等への嫌がらせや詐欺中傷	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	3 (10.7%)	1 (3.7%)	3 (21.4%)	10 (6.9%)
暴力団による事件、犯罪行為	0 (0.0%)	1 (5.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	6 (4.1%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (10.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.1%)
合計	12	56	54	68	64	77	37	368

(その他意見)

- ・コロナ禍によるストレスでの犯罪行為
- ・猫の糞問題

問 6-1 あなた自身の防犯意識について、伺います。

「高いと思う」と回答した割合は 10.3%、「どちらかといえば高いと思う」と回答した割合は 63.4% となった。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
高いと思う	7 (12.3%)	8 (9.1%)	15 (10.3%)
どちらかといえば高いと思う	34 (59.6%)	58 (65.9%)	92 (63.4%)
どちらかといえば低いと思う	13 (22.8%)	20 (22.7%)	33 (22.8%)
低いと思う	3 (5.3%)	2 (2.3%)	5 (3.4%)
合計	57	88	145

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
高いと思う	1 (16.7%)	6 (30.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	1 (3.6%)	2 (7.4%)	4 (28.6%)	15 (10.3%)
どちらかといえば高いと思う	3 (50.0%)	8 (40.0%)	12 (57.1%)	18 (62.1%)	23 (82.1%)	19 (70.4%)	9 (64.3%)	92 (63.4%)
どちらかといえば低いと思う	1 (16.7%)	6 (30.0%)	8 (38.1%)	7 (24.1%)	4 (14.3%)	6 (22.2%)	1 (7.1%)	33 (22.8%)
低いと思う	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	3 (10.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (3.4%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

○「高いと思う」理由 (主なもの)

- ・家にいる時でも必ず施錠しており、インターホンで相手を確認してから、出るようにしている。
- ・外出時は常に周囲に気を配っているため（防犯カメラの位置の確認、周囲からの死角に入らないなど）

- ・暗い道を一人で歩かない、不審なメールはまず調べて開かないなど気をつけている。

○「どちらかといえば高いと思う」理由（主なもの）

- ・戸締りを徹底している。
- ・電話に出る時は落ち着いて、不審だと感じたらすぐに切るようにしている。
- ・留守中は、家の電気をつけたり、不審な車、人を見掛けたら必ずチェックする。
- ・家にセキュリティ会社と契約して管理してもらっている。
- ・暗い道はなるべく避けたりしている。
- ・子供がいるので、出来る範囲気をつけている。

○「どちらかといえば低いと思う」理由（主なもの）

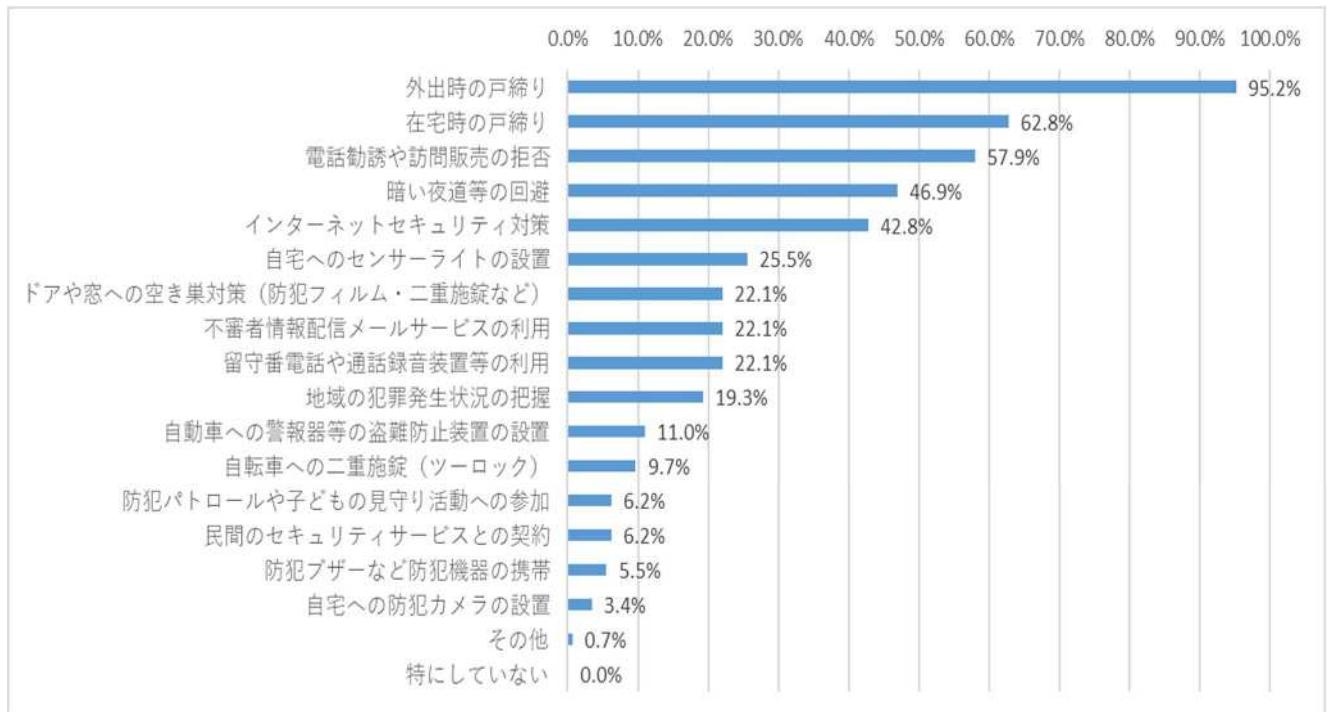
- ・特別な防犯対策をしていないため。
- ・防犯についてあまり意識をしたことがないため
- ・自分は大丈夫だと思ってしまう。
- ・住む地域が安心なので安心しきってしまっている。
- ・帰宅時、街灯が無い所を歩いて帰宅するので。
- ・家の施錠をしなくても過ごしてしまうことがある。

○「低いと思う」理由（主なもの）

- ・近所で顔見知りが増えて危険意識は低くなっているから。
- ・意識したことがない。
- ・家の鍵を掛けないところ。

問7 あなたの家庭で日頃から取り組んでいる防犯対策は何ですか。（選択はいくつでも）

- ・「外出時の戸締り」が138人（95.2%）と最も高く、次いで「在宅時の戸締り」91人（62.8%）、「電話勧誘や訪問販売の拒否」84人（57.9%）となった。
- ・男女別でみると、「暗い夜道等の回避」は、男性が11人（19.3%）であるのに対し、女性は57人（64.8%）と高くなっている。



（1）男女別

（ ）内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
外出時の戸締り	53 (93.0%)	85 (96.6%)	138 (95.2%)
在宅時の戸締り	35 (61.4%)	56 (63.6%)	91 (62.8%)
電話勧誘や訪問販売の拒否	30 (52.6%)	54 (61.4%)	84 (57.9%)
暗い夜道等の回避	11 (19.3%)	57 (64.8%)	68 (46.9%)
インターネットセキュリティ対策	22 (38.6%)	40 (45.5%)	62 (42.8%)
自宅へのセンサーライトの設置	13 (22.8%)	24 (27.3%)	37 (25.5%)
ドアや窓への空き巣対策（防犯フィルム・二重施錠など）	15 (26.3%)	17 (19.3%)	32 (22.1%)
不審者情報配信メールサービスの利用	8 (14.0%)	24 (27.3%)	32 (22.1%)
留守番電話や通話録音装置等の利用	9 (15.8%)	23 (26.1%)	32 (22.1%)
地域の犯罪発生状況の把握	12 (21.1%)	16 (18.2%)	28 (19.3%)
自動車への警報器等の盗難防止装置の設置	5 (8.8%)	11 (12.5%)	16 (11.0%)
自転車への二重施錠（ツーロック）	4 (7.0%)	10 (11.4%)	14 (9.7%)
防犯パトロールや子どもの見守り活動への参加	2 (3.5%)	7 (8.0%)	9 (6.2%)
民間のセキュリティサービスとの契約	5 (8.8%)	4 (4.5%)	9 (6.2%)
防犯ブザーなど防犯機器の携帯	2 (3.5%)	6 (6.8%)	8 (5.5%)
自宅への防犯カメラの設置	0 (0.0%)	5 (5.7%)	5 (3.4%)
その他	0 (0.0%)	1 (1.1%)	1 (0.7%)
特にしていない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	226	440	666

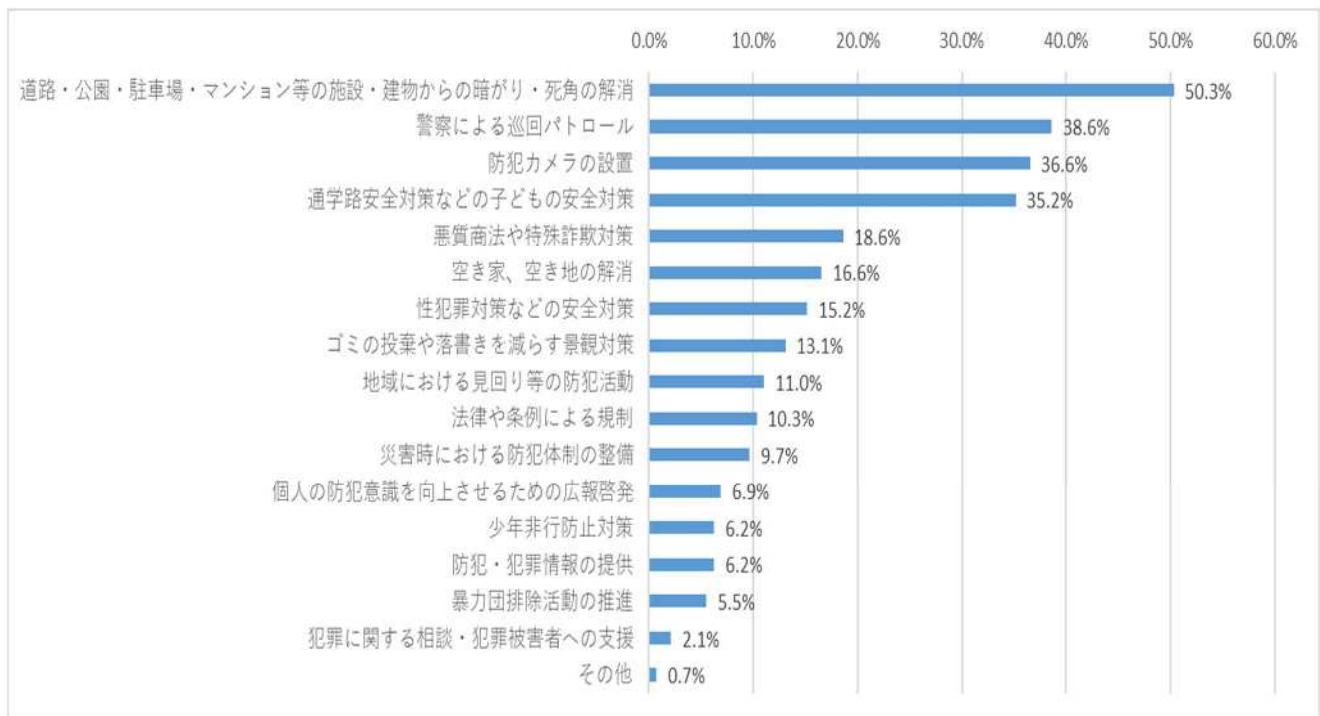
(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
外出時の戸締り	6 (100.0%)	18 (90.0%)	20 (95.2%)	26 (89.7%)	28 (100.0%)	26 (96.3%)	14 (100.0%)	138 (95.2%)
在宅時の戸締り	4 (66.7%)	15 (75.0%)	10 (47.6%)	22 (75.9%)	17 (60.7%)	17 (63.0%)	6 (42.9%)	91 (62.8%)
電話勧誘や訪問販売の拒否	3 (50.0%)	13 (65.0%)	9 (42.9%)	19 (65.5%)	13 (46.4%)	17 (63.0%)	10 (71.4%)	84 (57.9%)
暗い夜道等の回避	3 (50.0%)	13 (65.0%)	13 (61.9%)	10 (34.5%)	9 (32.1%)	16 (59.3%)	4 (28.6%)	68 (46.9%)
インターネットセキュリティ対策	3 (50.0%)	7 (35.0%)	9 (42.9%)	10 (34.5%)	13 (46.4%)	11 (40.7%)	9 (64.3%)	62 (42.8%)
自宅へのセンサーライトの設置	1 (16.7%)	1 (5.0%)	5 (23.8%)	10 (34.5%)	9 (32.1%)	9 (33.3%)	2 (14.3%)	37 (25.5%)
ドアや窓への空き巣対策(防犯フィルム・二重施錠など)	1 (16.7%)	2 (10.0%)	4 (19.0%)	5 (17.2%)	9 (32.1%)	5 (18.5%)	6 (42.9%)	32 (22.1%)
不審者情報配信メールサービスの利用	0 (0.0%)	5 (25.0%)	5 (23.8%)	10 (34.5%)	6 (21.4%)	3 (11.1%)	3 (21.4%)	32 (22.1%)
留守番電話や通話録音装置等の利用	0 (0.0%)	7 (35.0%)	2 (9.5%)	3 (10.3%)	7 (25.0%)	9 (33.3%)	4 (28.6%)	32 (22.1%)
地域の犯罪発生状況の把握	1 (16.7%)	4 (20.0%)	6 (28.6%)	8 (27.6%)	1 (3.6%)	3 (11.1%)	5 (35.7%)	28 (19.3%)
自動車への警報器等の盗難防止装置の設置	0 (0.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	3 (10.7%)	6 (22.2%)	2 (14.3%)	16 (11.0%)
自転車への二重施錠(ツーロック)	1 (16.7%)	2 (10.0%)	2 (9.5%)	2 (6.9%)	3 (10.7%)	3 (11.1%)	1 (7.1%)	14 (9.7%)
防犯パトロールや子どもの見守り活動への参加	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	6 (20.7%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9 (6.2%)
民間のセキュリティサービスとの契約	0 (0.0%)	2 (10.0%)	1 (4.8%)	2 (6.9%)	1 (3.6%)	1 (3.7%)	2 (14.3%)	9 (6.2%)
防犯ブザーなど防犯機器の携帯	1 (16.7%)	2 (10.0%)	2 (9.5%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (7.1%)	8 (5.5%)
自宅への防犯カメラの設置	0 (0.0%)	3 (15.0%)	0 (0.0%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	5 (3.4%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)
特にしていない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	24	98	88	138	122	127	69	666

問8 安全で安心して暮らすためには、どのような取組が強化されればよいと思いま
すか。（選択は3つまで）

「道路・公園・駐車場・マンション等の施設・建物からの暗がり・死角の解消」が
73人（50.3%）と最も高く、次いで「警察による巡回パトロール」56人
(38.6%)、「防犯カメラの設置」53人 (36.6%) となった。
男女別で見ると、「道路・公園・駐車場・マンション等の施設・建物からの暗がり・
死角の解消」は、男性23人 (40.4%) に対し、女性は50人 (56.8%)、「防犯力
カメラの設置」は、男性16人 (28.1%) に対し、女性37人 (42.0%) と、女性が
高くなっている。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
道路・公園・駐車場・マンション等の施設・建物からの暗がり・死角の解消	23 (40.4%)	50 (56.8%)	73 (50.3%)
警察による巡回パトロール	22 (38.6%)	34 (38.6%)	56 (38.6%)
防犯カメラの設置	16 (28.1%)	37 (42.0%)	53 (36.6%)
通学路安全対策などの子どもの安全対策	22 (38.6%)	29 (33.0%)	51 (35.2%)
悪質商法や特殊詐欺対策	13 (22.8%)	14 (15.9%)	27 (18.6%)
空き家、空き地の解消	12 (21.1%)	12 (13.6%)	24 (16.6%)
性犯罪対策などの安全対策	4 (7.0%)	18 (20.5%)	22 (15.2%)
ゴミの投棄や落書きを減らす景観対策	10 (17.5%)	9 (10.2%)	19 (13.1%)
地域における見回り等の防犯活動	6 (10.5%)	10 (11.4%)	16 (11.0%)
法律や条例による規制	7 (12.3%)	8 (9.1%)	15 (10.3%)
災害時における防犯体制の整備	2 (3.5%)	12 (13.6%)	14 (9.7%)
個人の防犯意識を向上させるための広報啓発	7 (12.3%)	3 (3.4%)	10 (6.9%)
少年非行防止対策	4 (7.0%)	5 (5.7%)	9 (6.2%)
防犯・犯罪情報の提供	4 (7.0%)	5 (5.7%)	9 (6.2%)
暴力団排除活動の推進	5 (8.8%)	3 (3.4%)	8 (5.5%)
犯罪に関する相談・犯罪被害者への支援	1 (1.8%)	2 (2.3%)	3 (2.1%)
その他	0 (0.0%)	1 (1.1%)	1 (0.7%)
合計	158	252	410

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

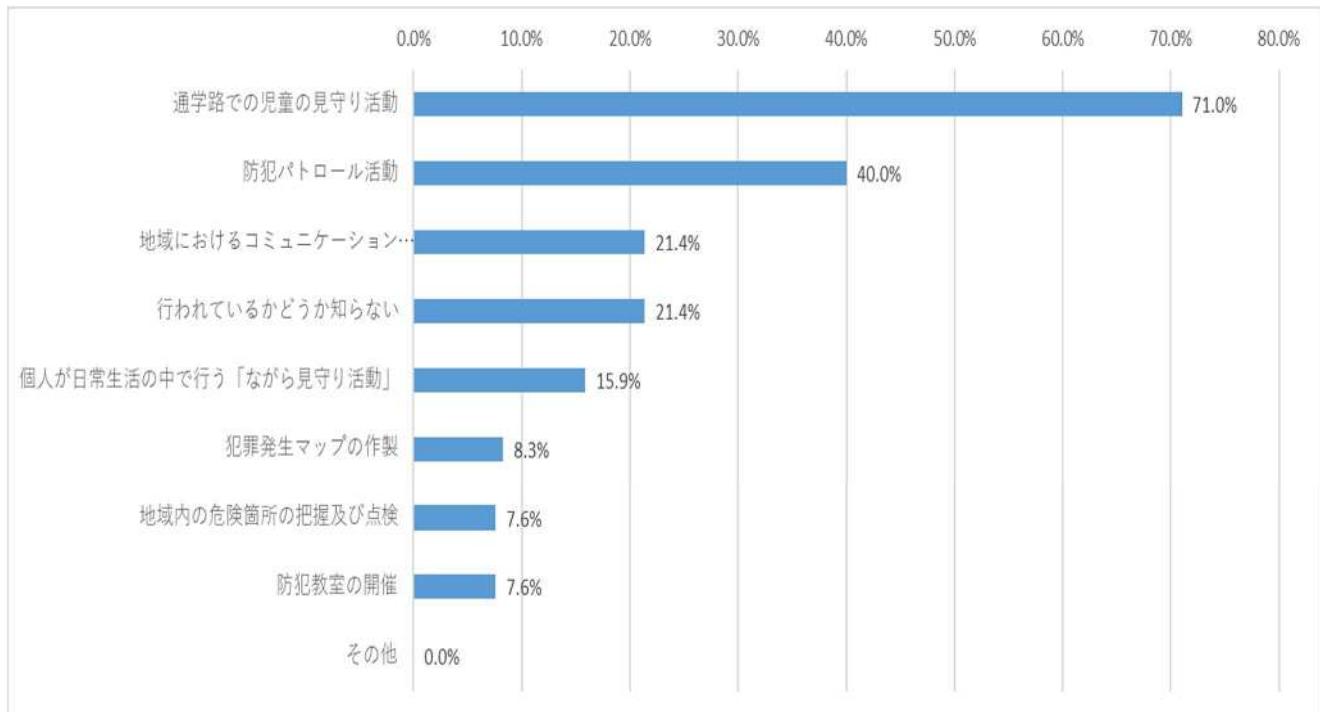
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
道路・公園・駐車場・マンション等の施設・建物からの暗がり・死角の解消	3 (50.0%)	16 (80.0%)	10 (47.6%)	12 (41.4%)	14 (50.0%)	13 (48.1%)	5 (35.7%)	73 (50.3%)
警察による巡回パトロール	1 (16.7%)	9 (45.0%)	8 (38.1%)	9 (31.0%)	10 (35.7%)	12 (44.4%)	7 (50.0%)	56 (38.6%)
防犯カメラの設置	0 (0.0%)	10 (50.0%)	4 (19.0%)	13 (44.8%)	14 (50.0%)	9 (33.3%)	3 (21.4%)	53 (36.6%)
通学路安全対策などの子どもの安全対策	1 (16.7%)	4 (20.0%)	11 (52.4%)	14 (48.3%)	10 (35.7%)	7 (25.9%)	4 (28.6%)	51 (35.2%)
悪質商法や特殊詐欺対策	3 (50.0%)	1 (5.0%)	3 (14.3%)	4 (13.8%)	2 (7.1%)	6 (22.2%)	8 (57.1%)	27 (18.6%)
空き家、空き地の解消	1 (16.7%)	2 (10.0%)	3 (14.3%)	4 (13.8%)	2 (7.1%)	9 (33.3%)	3 (21.4%)	24 (16.6%)
性犯罪対策などの安全対策	0 (0.0%)	4 (20.0%)	7 (33.3%)	5 (17.2%)	3 (10.7%)	2 (7.4%)	1 (7.1%)	22 (15.2%)
ゴミの投棄や落書きを減らす景観対策	1 (16.7%)	2 (10.0%)	4 (19.0%)	5 (17.2%)	2 (7.1%)	2 (7.4%)	3 (21.4%)	19 (13.1%)
地域における見回り等の防犯活動	0 (0.0%)	3 (15.0%)	2 (9.5%)	4 (13.8%)	3 (10.7%)	2 (7.4%)	2 (14.3%)	16 (11.0%)
法律や条例による規制	0 (0.0%)	3 (15.0%)	1 (4.8%)	4 (13.8%)	3 (10.7%)	3 (11.1%)	1 (7.1%)	15 (10.3%)
災害時における防犯体制の整備	2 (33.3%)	1 (5.0%)	1 (4.8%)	1 (3.4%)	3 (10.7%)	4 (14.8%)	2 (14.3%)	14 (9.7%)
個人の防犯意識を向上させるための広報啓発	1 (16.7%)	1 (5.0%)	1 (4.8%)	1 (3.4%)	1 (3.6%)	4 (14.8%)	1 (7.1%)	10 (6.9%)
少年非行防止対策	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (19.0%)	2 (6.9%)	1 (3.6%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	9 (6.2%)
防犯・犯罪情報の提供	1 (16.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	5 (17.9%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	9 (6.2%)
暴力団排除活動の推進	1 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	2 (6.9%)	1 (3.6%)	3 (11.1%)	0 (0.0%)	8 (5.5%)
犯罪に関する相談・犯罪被害者への支援	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (2.1%)
その他	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)
合計	15	58	60	82	76	79	40	410

(その他意見)

- ・誰一人取り残さない・疎外しない社会の仕組み作りと、犯罪者の救済制度

問9 地域における防犯活動として、あなたが知っている住んでいる地域で行われているものをすべて選択してください。

「通学路での児童の見守り活動」が103人(71.0%)と最も高く、次いで「防犯パトロール活動」58人(40.0%)、「地域におけるコミュニケーション」31人(21.4%)となった。「行われているかどうか知らない」の回答も31人(21.4%)あり、市内で行われている地域防犯活動の周知・啓発も必要であると考えられる。



※「ながら見守り活動」…ウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常生活を行う際、防犯の視点を持って地域の見守りを行うもの。

(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
通学路での児童の見守り活動	40 (70.2%)	63 (71.6%)	103 (71.0%)
防犯パトロール活動	19 (33.3%)	39 (44.3%)	58 (40.0%)
地域におけるコミュニケーション (高齢者宅訪問、あいさつ、声かけなど)	12 (21.1%)	19 (21.6%)	31 (21.4%)
行われているかどうか知らない	15 (26.3%)	16 (18.2%)	31 (21.4%)
個人が日常生活の中で行う「ながら見守り活動」	7 (12.3%)	16 (18.2%)	23 (15.9%)
犯罪発生マップの作製	3 (5.3%)	9 (10.2%)	12 (8.3%)
地域内の危険箇所の把握及び点検	7 (12.3%)	4 (4.5%)	11 (7.6%)
防犯教室の開催	1 (1.8%)	10 (11.4%)	11 (7.6%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	104	176	280

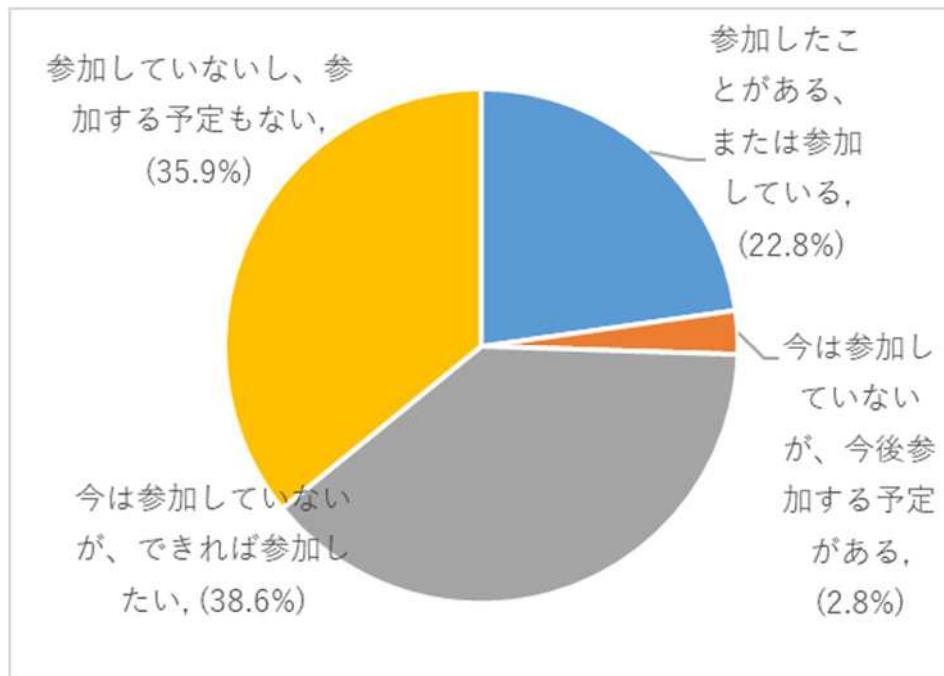
(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
通学路での児童の見守り活動	4 (66.7%)	12 (60.0%)	13 (61.9%)	20 (69.0%)	23 (82.1%)	19 (70.4%)	12 (85.7%)	103 (71.0%)
防犯パトロール活動	3 (50.0%)	8 (40.0%)	8 (38.1%)	10 (34.5%)	9 (32.1%)	12 (44.4%)	8 (57.1%)	58 (40.0%)
地域におけるコミュニケーション (高齢者宅訪問、あいさつ、声かけなど)	1 (16.7%)	2 (10.0%)	3 (14.3%)	6 (20.7%)	5 (17.9%)	8 (29.6%)	6 (42.9%)	31 (21.4%)
行われているかどうか知らない	2 (33.3%)	6 (30.0%)	5 (23.8%)	8 (27.6%)	2 (7.1%)	5 (18.5%)	3 (21.4%)	31 (21.4%)
個人が日常生活の中で行う「ながら見守り活動」	0 (0.0%)	2 (10.0%)	4 (19.0%)	4 (13.8%)	4 (14.3%)	7 (25.9%)	2 (14.3%)	23 (15.9%)
犯罪発生マップの作製	0 (0.0%)	3 (15.0%)	2 (9.5%)	3 (10.3%)	2 (7.1%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	12 (8.3%)
地域内の危険箇所の把握及び点検	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	1 (3.4%)	2 (7.1%)	3 (11.1%)	4 (28.6%)	11 (7.6%)
防犯教室の開催	2 (33.3%)	2 (10.0%)	2 (9.5%)	2 (6.9%)	2 (7.1%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	11 (7.6%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	12	35	38	54	49	57	35	280

問 10-1 あなたは、地域で行われている防犯活動に参加したことがありますか。

今は参加していない（予定なしを含む。）人が 108 人（74.5%）で実際に防犯活動に携わっている人は少ない。一方で「今は参加していないが、できれば参加したい」と回答している人が 56 人（38.6%）となっており、参加に意欲がある人を地域防犯活動に取り込むことが、防犯活動の活性化に繋がると考えられる。



（1）男女別

（ ）内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
参加したことがある、または参加している	8 (14.0%)	25 (28.4%)	33 (22.8%)
今は参加していないが、今後参加する予定がある	2 (3.5%)	2 (2.3%)	4 (2.8%)
今は参加していないが、できれば参加したい	24 (42.1%)	32 (36.4%)	56 (38.6%)
参加していないし、参加する予定もない	23 (40.4%)	29 (33.0%)	52 (35.9%)
合計	57	88	145

（2）年代別

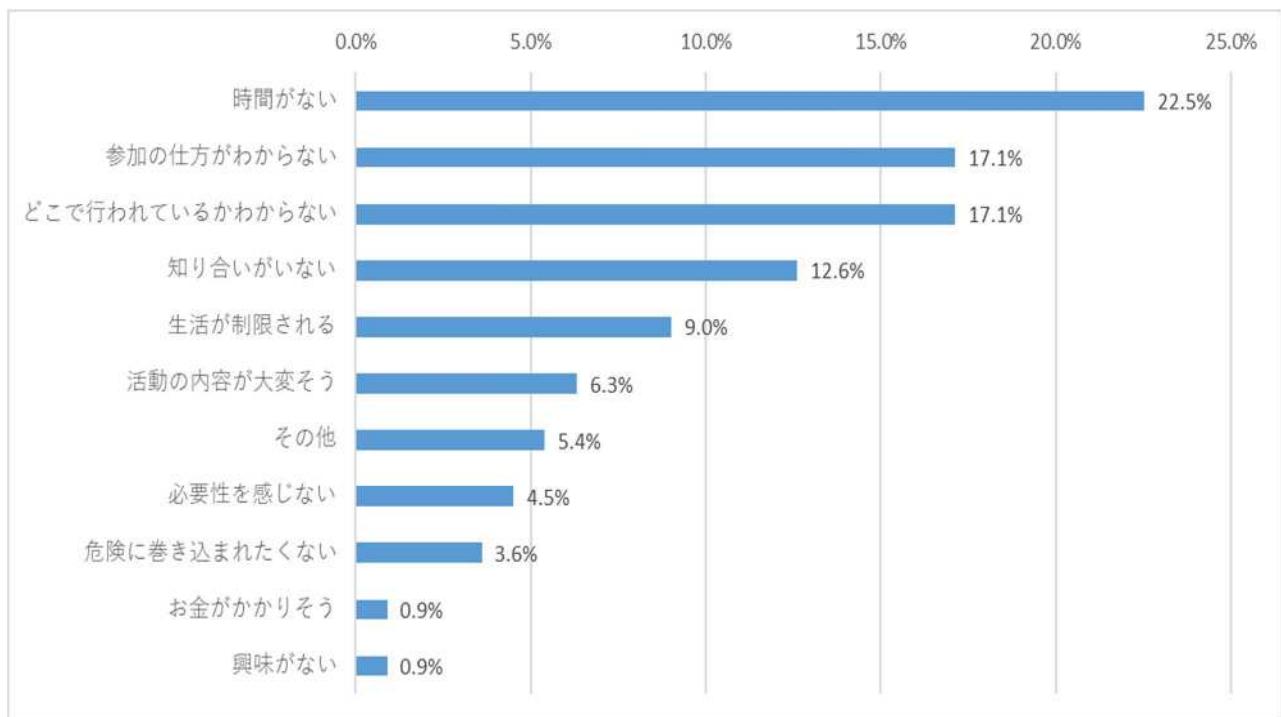
（ ）内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
参加したことがある、または参加している	1 (16.7%)	1 (5.0%)	2 (9.5%)	12 (41.4%)	7 (25.0%)	7 (25.9%)	3 (21.4%)	33 (22.8%)
今は参加していないが、今後参加する予定がある	0 (0.0%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	2 (14.3%)	4 (2.8%)
今は参加していないが、できれば参加したい	3 (50.0%)	9 (45.0%)	12 (57.1%)	7 (24.1%)	11 (39.3%)	7 (25.9%)	7 (50.0%)	56 (38.6%)
参加していないし、参加する予定もない	2 (33.3%)	9 (45.0%)	7 (33.3%)	10 (34.5%)	9 (32.1%)	13 (48.1%)	2 (14.3%)	52 (35.9%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

問10-2 問10-1で「参加していないし、参加する予定もない」を選択した理由は何ですか。（選択は3つまで）

「時間がない」が25人（22.5%）で最も多く、次いで「参加の仕方がわからない」19人（17.1%）、「どこで行われているかわからない」19人（17.1%）となった。

各地域での活動状況や参加方法等を知らせるとともに、気軽に実施できる防犯活動として市が実施している「ながら見守り」活動の防犯ボランティア事業もより一層周知していく必要があると考えられる。



（1）男女別

（ ）内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
時間がない	12 (25.0%)	13 (20.6%)	25 (22.5%)
参加の仕方がわからない	10 (20.8%)	9 (14.3%)	19 (17.1%)
どこで行われているかわからない	9 (18.8%)	10 (15.9%)	19 (17.1%)
知り合いがいない	4 (8.3%)	10 (15.9%)	14 (12.6%)
生活が制限される	2 (4.2%)	8 (12.7%)	10 (9.0%)
活動の内容が大変そう	4 (8.3%)	3 (4.8%)	7 (6.3%)
その他	3 (6.3%)	3 (4.8%)	6 (5.4%)
必要性を感じない	2 (4.2%)	3 (4.8%)	5 (4.5%)
危険に巻き込まれたくない	1 (2.1%)	3 (4.8%)	4 (3.6%)
お金がかかりそう	1 (2.1%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
興味がない	0 (0.0%)	1 (1.6%)	1 (0.9%)
合計	48	63	111

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
時間がない	2 (40.0%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)	5 (22.7%)	3 (20.0%)	6 (21.4%)	1 (20.0%)	25 (22.5%)
参加の仕方がわからない	1 (20.0%)	2 (11.1%)	4 (22.2%)	3 (13.6%)	3 (20.0%)	5 (17.9%)	1 (20.0%)	19 (17.1%)
どこで行われているかわからない	1 (20.0%)	3 (16.7%)	2 (11.1%)	3 (13.6%)	2 (13.3%)	7 (25.0%)	1 (20.0%)	19 (17.1%)
知り合いがない	0 (0.0%)	4 (22.2%)	3 (16.7%)	3 (13.6%)	2 (13.3%)	2 (7.1%)	0 (0.0%)	14 (12.6%)
生活が制限される	0 (0.0%)	2 (11.1%)	3 (16.7%)	1 (4.5%)	1 (6.7%)	3 (10.7%)	0 (0.0%)	10 (9.0%)
活動の内容が大変そう	1 (20.0%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	2 (9.1%)	1 (6.7%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	7 (6.3%)
その他	0 (0.0%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	1 (4.5%)	1 (6.7%)	1 (3.6%)	1 (20.0%)	6 (5.4%)
必要性を感じない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (9.1%)	2 (13.3%)	1 (3.6%)	0 (0.0%)	5 (4.5%)
危険に巻き込まれたくない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	1 (20.0%)	4 (3.6%)
お金がかかりそう	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
興味がない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)
合計	5	18	18	22	15	28	5	111

(その他意見)

- ・子供が小さいので、今のところ考えられない。
- ・高齢者で、犯罪に巻き込まれた時、逆に迷惑をかける気がするので。
- ・自治会などで、半強制的にそういう活動に参加させられる場合があり、半強制的にやらされているのでまともに活動していない。
- ・参加するきっかけがない。
- ・町内会の輪番で対応すればよいと思うから（現職のうちは進んで活動することは不可能だから）

問 10-3 防犯活動に参加する場合、参加しやすい時間帯・曜日をお聞かせください。

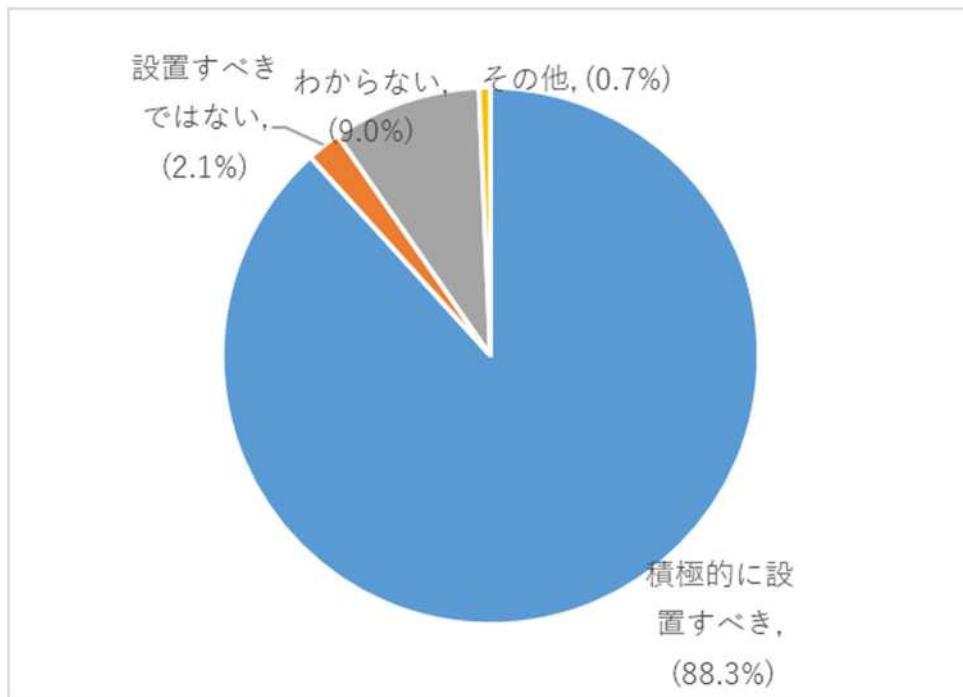
○回答が多かった参加しやすい時間帯・曜日

- ・土日祝日（いずれかの曜日のみも含む） 45人

問 11-1 あなたは、公共の場所に防犯カメラを設置することについて、どのように思いますか。

「積極的に設置すべき」が 128 人 (88.3%) で、犯罪抑止や事件発生後の早期解決に結びつく効果を期待する意見が多い。

一方で、プライバシーにも配慮すべきという意見もあり、犯罪抑止効果とプライバシー保護のバランスが求められていると考えられる。



() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
積極的に設置すべき	47 (82.5%)	81 (92.0%)	128 (88.3%)
設置すべきではない	2 (3.5%)	1 (1.1%)	3 (2.1%)
わからない	7 (12.3%)	6 (6.8%)	13 (9.0%)
その他	1 (1.8%)	0 (0.0%)	1 (0.7%)
合計	57	88	145

(その他意見)

- 配置すべきだがどんな場所にもやたらと設置してよいとは思わない

○積極的に設置すべき理由（主なもの）

- 犯罪の抑止力につながる。
- 犯罪が起きた時なども犯人逮捕に繋がりやすい

○設置すべきでない理由（主なもの）

- 防犯カメラが直接的に犯罪を抑えているわけではない（後追い、または、既知の防犯カメラは犯罪者側も手立てを打つので）。
- 既にかなりの台数のカメラが設置されているが、監視社会を連想する。

○わからない理由（主なもの）

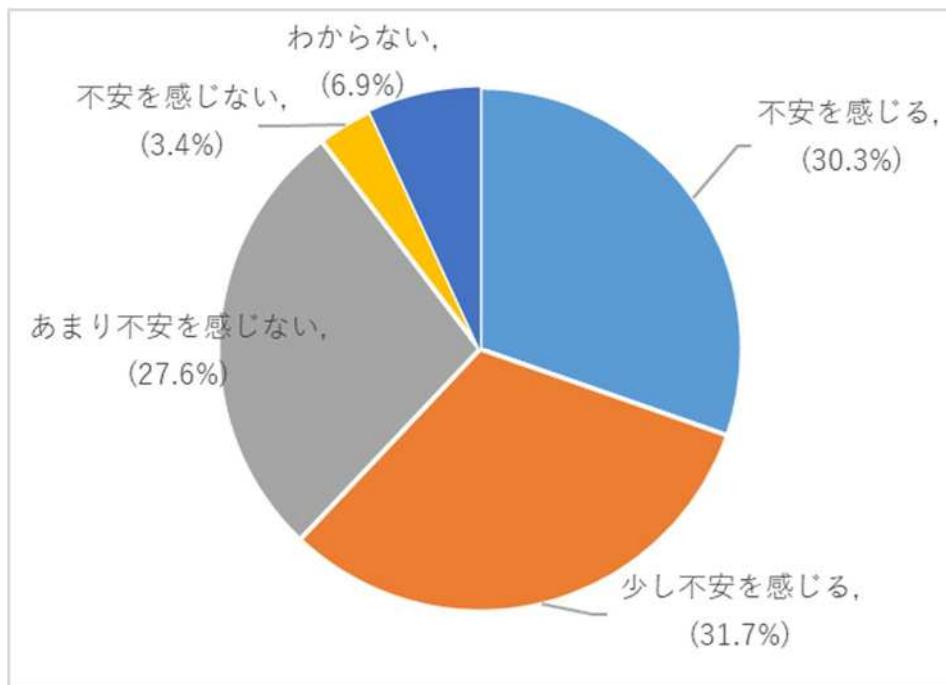
- ・防犯カメラがあることで安心できる面と、自分の行動も含めて見られていることの窮屈さとが混在している。
- ・防犯カメラが本当に犯罪の抑止になるのか公共の場所でも違ってくる。
- ・事件の解決には役立つが、個人のプライバシーの問題もあり一概には判断できない。
- ・防犯カメラがあれば、犯罪行動の抑止になるかもしれないが、カメラの存在自体が、治安の悪い雰囲気を作ってしまうのではないか。

○その他の理由（主なもの）

- ・防犯には役立つがプライバシーの侵害にならないよう配慮が必要

問 12 あなたは、静岡市内に存在する暴力団についてどのように感じますか。

「不安を感じる」が 44 人 (30.3%) 「少し不安を感じる」が 46 人 (31.7%) で半数を超える人が暴力団に対して不安を感じている。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
不安を感じる	22 (38.6%)	22 (25.0%)	44 (30.3%)
少し不安を感じる	18 (31.6%)	28 (31.8%)	46 (31.7%)
あまり不安を感じない	12 (21.1%)	28 (31.8%)	40 (27.6%)
不安を感じない	3 (5.3%)	2 (2.3%)	5 (3.4%)
わからない	2 (3.5%)	8 (9.1%)	10 (6.9%)
合計	57	88	145

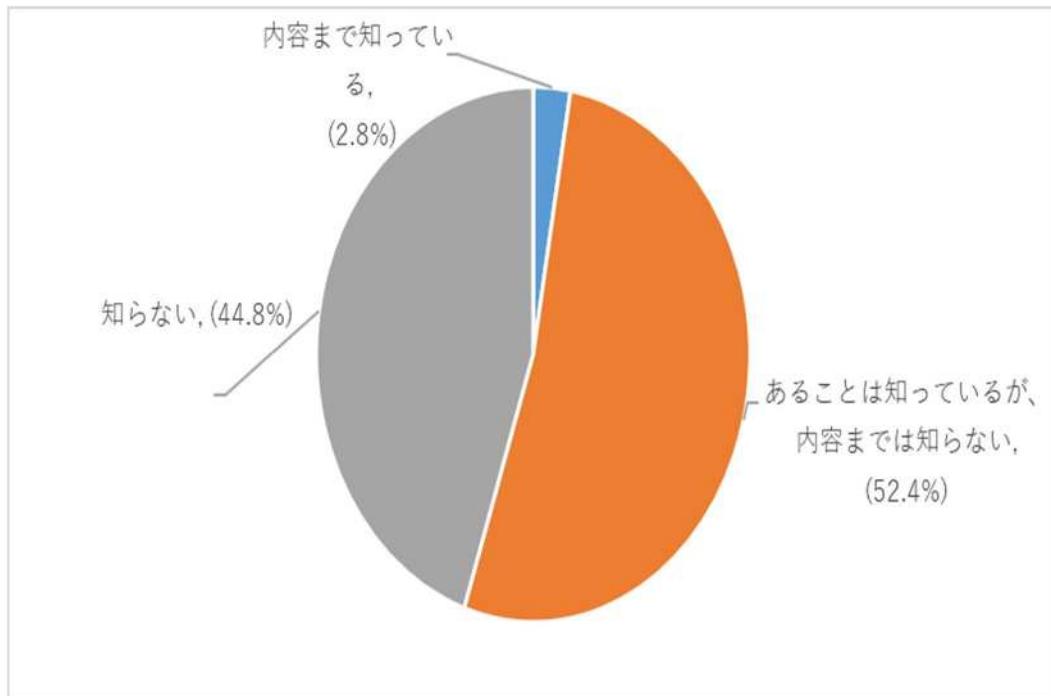
(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
不安を感じる	4 (66.7%)	8 (40.0%)	4 (19.0%)	7 (24.1%)	7 (25.0%)	9 (33.3%)	5 (35.7%)	44 (30.3%)
少し不安を感じる	1 (16.7%)	6 (30.0%)	11 (52.4%)	6 (20.7%)	9 (32.1%)	8 (29.6%)	5 (35.7%)	46 (31.7%)
あまり不安を感じない	0 (0.0%)	5 (25.0%)	5 (23.8%)	14 (48.3%)	10 (35.7%)	4 (14.8%)	2 (14.3%)	40 (27.6%)
不安を感じない	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (4.8%)	0 (0.0%)	2 (7.1%)	1 (3.7%)	1 (7.1%)	5 (3.4%)
わからない	1 (16.7%)	1 (5.0%)	0 (0.0%)	2 (6.9%)	0 (0.0%)	5 (18.5%)	1 (7.1%)	10 (6.9%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

問13 あなたは「静岡市暴力団排除条例」を知っていますか。

「知らない」と回答した割合が44.8%で半数近くが条例について知らないことから、条例や暴力団排除に関する取組について広く周知していく必要があると考えられる。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
内容まで知っている	2 (3.5%)	2 (2.3%)	4 (2.8%)
あることは知っているが、内容までは知らない	32 (56.1%)	44 (50.0%)	76 (52.4%)
知らない	23 (40.4%)	42 (47.7%)	65 (44.8%)
合計	57	88	145

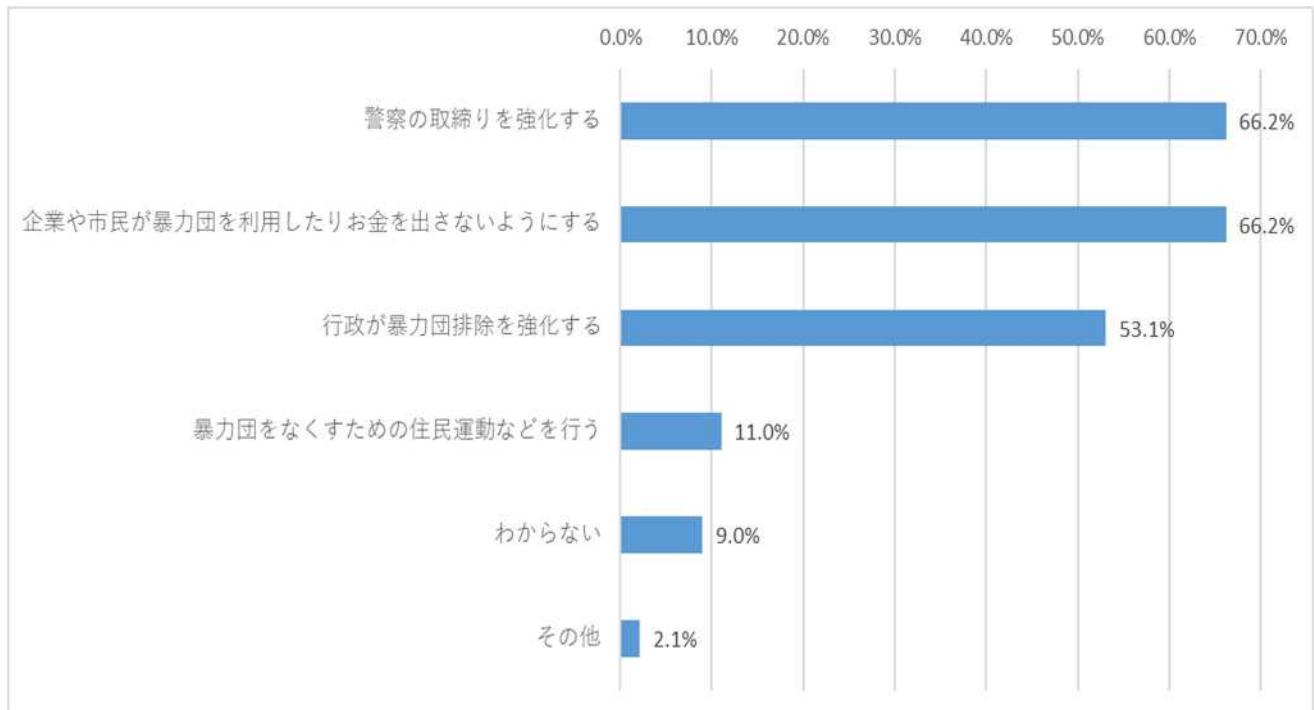
(2) 年代別

() 内の割合は各性別における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
内容まで知っている	0 (0.0%)	2 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)	0 (0.0%)	4 (2.8%)
あることは知っているが、内容までは知らない	3 (50.0%)	7 (35.0%)	10 (47.6%)	17 (58.6%)	12 (42.9%)	13 (48.1%)	14 (100.0%)	76 (52.4%)
知らない	3 (50.0%)	11 (55.0%)	11 (52.4%)	12 (41.4%)	16 (57.1%)	12 (44.4%)	0 (0.0%)	65 (44.8%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

問 14 暴力団排除に向けての対策として、どのような取組みが強化されればよいと思ひますか。（選択はいくつでも）

「警察の取締りを強化する」、「企業が市民や暴力団を利用したりお金を出さないようにする」がともに96人（66.2%）で最も高く、次いで「行政が暴力団排除を推進する」が77人（53.1%）であった。引き続き市・警察・企業・住民が一体となって、暴力団排除を推進していく必要があると考えられる。



（1）男女別

（ ）内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
警察の取締りを強化する	42 (73.7%)	54 (61.4%)	96 (66.2%)
企業や市民が暴力団を利用したりお金を出さないようにする	31 (54.4%)	65 (73.9%)	96 (66.2%)
行政が暴力団排除を強化する	29 (50.9%)	48 (54.5%)	77 (53.1%)
暴力団をなくすための住民運動などを行う	9 (15.8%)	7 (8.0%)	16 (11.0%)
わからない	7 (12.3%)	6 (6.8%)	13 (9.0%)
その他	1 (1.8%)	2 (2.3%)	3 (2.1%)
合計	119	182	301

(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

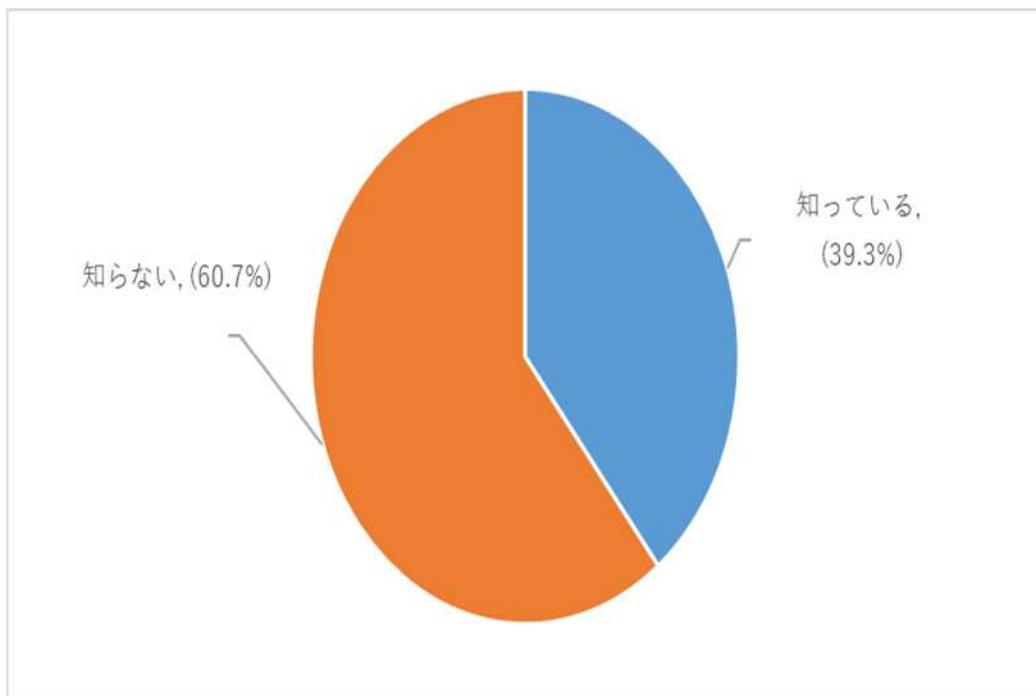
	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
警察の取締りを強化する	5 (83.3%)	15 (75.0%)	13 (61.9%)	18 (62.1%)	14 (50.0%)	20 (74.1%)	11 (78.6%)	96 (66.2%)
企業や市民が暴力団を利用したりお金を出さないようにする	4 (66.7%)	16 (80.0%)	11 (52.4%)	21 (72.4%)	19 (67.9%)	16 (59.3%)	9 (64.3%)	96 (66.2%)
行政が暴力団排除を強化する	4 (66.7%)	12 (60.0%)	13 (61.9%)	12 (41.4%)	13 (46.4%)	14 (51.9%)	9 (64.3%)	77 (53.1%)
暴力団をなくすための住民運動などを行う	0 (0.0%)	2 (10.0%)	1 (4.8%)	2 (6.9%)	1 (3.6%)	5 (18.5%)	5 (35.7%)	16 (11.0%)
わからない	0 (0.0%)	1 (5.0%)	2 (9.5%)	4 (13.8%)	4 (14.3%)	1 (3.7%)	1 (7.1%)	13 (9.0%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (7.4%)	1 (7.1%)	3 (2.1%)
合計	13	46	40	57	51	58	36	301

(その他意見)

- ・暴力団の中でもしか生活できない人の気持ちを知り、抜ける手助けの方法を探す。
- ・暴力団員に普通の就職先を見つけて、就職してもらい、暴力団員を減らしていく。
- ・権力者が暴力団やそれに類する団体組織を育てたり宣伝したり利用するのが最大の問題。

問15 あなたは、「犯罪被害者等基本法」に基づき、国、地方公共団体や民間支援団体において、犯罪被害者等への支援の取組みが進められていることを知っていますか。

「知らない」が88人(60.7%)で半数を超え、特に20代及び30代で「知らない」と答えた割合が他の世代に比べて高かった。



(1) 男女別

() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
知っている	26 (45.6%)	31 (35.2%)	57 (39.3%)
知らない	31 (54.4%)	57 (64.8%)	88 (60.7%)
合計	57	88	145

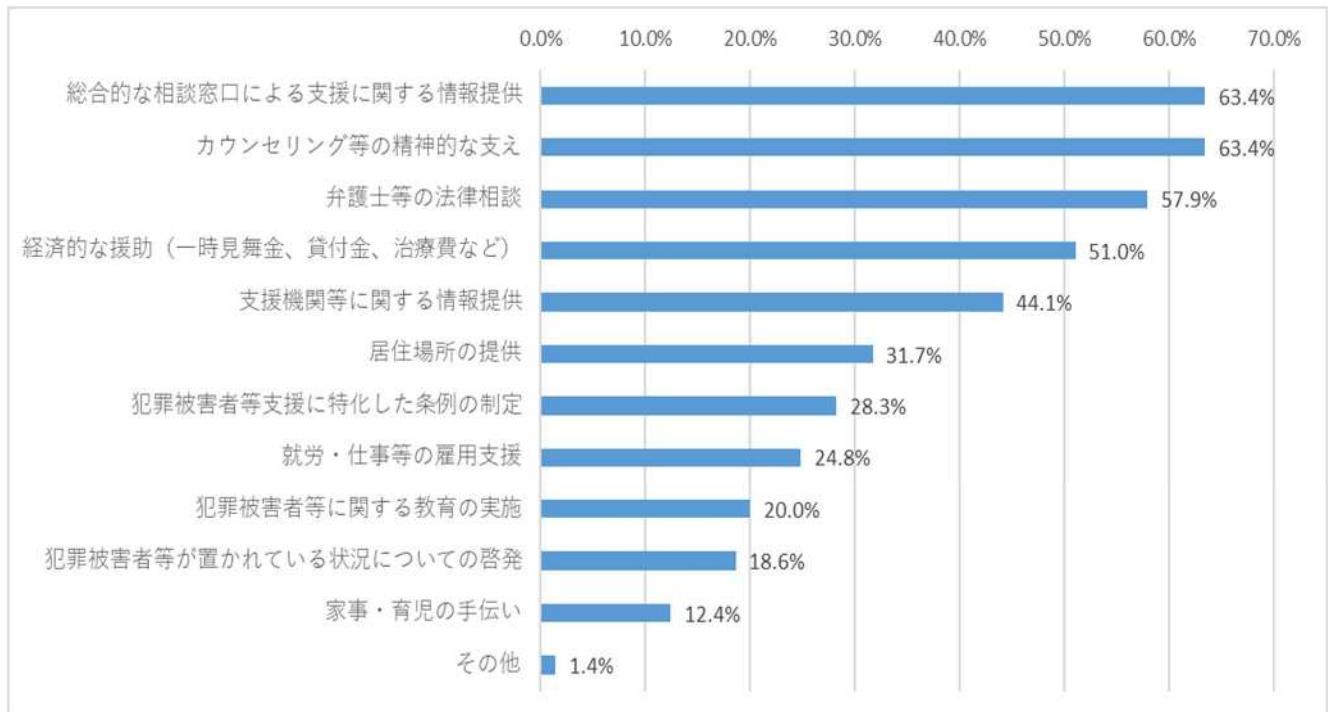
(2) 年代別

() 内の割合は各年代における割合

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	合計
知っている	2 (33.3%)	5 (25.0%)	3 (14.3%)	11 (37.9%)	11 (39.3%)	14 (51.9%)	11 (78.6%)	57 (39.3%)
知らない	4 (66.7%)	15 (75.0%)	18 (85.7%)	18 (62.1%)	17 (60.7%)	13 (48.1%)	3 (21.4%)	88 (60.7%)
合計	6	20	21	29	28	27	14	145

問 16 犯罪被害者等への支援策として、どのような取組が強化されればよいと思いますか。（選択はいくつでも）

「総合的な相談窓口による支援に関する情報提供」、「カウンセリング等の精神的な支え」がともに 92 人（63.4%）と最も高く、次いで「弁護士等の法律相談」84 人（57.9%）、「経済的な援助」74 人（51.0%）となった。犯罪被害者等に対して、精神的、経済的など幅広い視点での支援が必要であると考えられる。



（ ）内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
総合的な相談窓口による支援に関する情報提供	39 (68.4%)	53 (60.2%)	92 (63.4%)
カウンセリング等の精神的な支え	31 (54.4%)	61 (69.3%)	92 (63.4%)
弁護士等の法律相談	35 (61.4%)	49 (55.7%)	84 (57.9%)
経済的な援助（一時見舞金、貸付金、治療費など）	26 (45.6%)	48 (54.5%)	74 (51.0%)
支援機関等に関する情報提供	21 (36.8%)	43 (48.9%)	64 (44.1%)
居住場所の提供	17 (29.8%)	29 (33.0%)	46 (31.7%)
犯罪被害者等支援に特化した条例の制定	19 (33.3%)	22 (25.0%)	41 (28.3%)
就労・仕事等の雇用支援	15 (26.3%)	21 (23.9%)	36 (24.8%)
犯罪被害者等に関する教育の実施	10 (17.5%)	19 (21.6%)	29 (20.0%)
犯罪被害者等が置かれている状況についての啓発	12 (21.1%)	15 (17.0%)	27 (18.6%)
家事・育児の手伝い	7 (12.3%)	11 (12.5%)	18 (12.4%)
その他	0 (0.0%)	2 (2.3%)	2 (1.4%)
合計	232	373	605

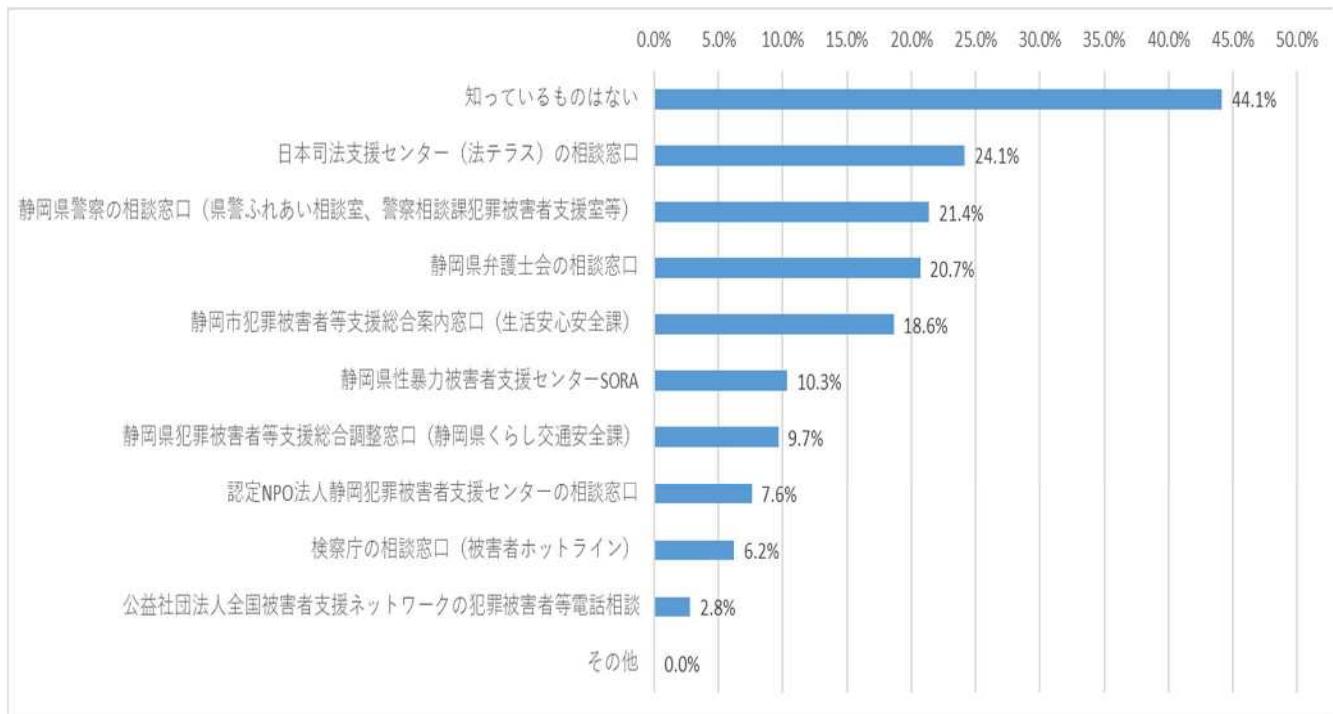
（その他意見）

- ・被害者によって求めるものが違うのでよく分からないが、被害者の情報は非公開で良いと思う。
- ・警察に通報する前に産婦人科や外科などに早急に対応して頂きたい時もあると思う。電話かメールで 24 時間すぐ対応できる窓口の周知を学校と連携して、保護者会などで教え

てもらえば、助かる人もいると思う。

問17 犯罪被害者等の支援のための相談窓口が設けられています。このうち、あなたが知っているものを選んでください。(選択はいくつでも)

「知っているものはない」という回答が44.1%と最も高くなかった。
多くの関係機関による相談窓口があるが、認知度が全体の半数を超えていたものはないかった。犯罪被害者等の相談窓口をより広く周知していく必要があると考えられる。



() 内の割合は各性別における割合

	男性	女性	合計
知っているものはない	25 (43.9%)	39 (44.3%)	64 (44.1%)
日本司法支援センター（法テラス）の相談窓口	12 (21.1%)	23 (26.1%)	35 (24.1%)
静岡県警察の相談窓口 (県警ふれあい相談室、警察相談課犯罪被害者支援室等)	16 (28.1%)	15 (17.0%)	31 (21.4%)
静岡県弁護士会の相談窓口	15 (26.3%)	15 (17.0%)	30 (20.7%)
静岡市犯罪被害者等支援総合案内窓口（生活安心安全課）	11 (19.3%)	16 (18.2%)	27 (18.6%)
静岡県性暴力被害者支援センターSORA	7 (12.3%)	8 (9.1%)	15 (10.3%)
静岡県犯罪被害者等支援総合調整窓口 (静岡県くらし交通安全課)	8 (14.0%)	6 (6.8%)	14 (9.7%)
認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センターの相談窓口	3 (5.3%)	8 (9.1%)	11 (7.6%)
検察庁の相談窓口（被害者ホットライン）	3 (5.3%)	6 (6.8%)	9 (6.2%)
公益社団法人全国被害者支援ネットワークの犯罪被害者等電話相談	1 (1.8%)	3 (3.4%)	4 (2.8%)
その他	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	101	139	240

問 18 防犯、犯罪被害者等支援に対する意見、要望がありましたら自由にご記入ください。(主なもの)

(主に防犯について)

- ・防犯に関しては、静岡市で出来る限りの事をやってほしい。
- ・個人ではなかなか難しいので、行政で行うことだと思う。
- ・犯罪が自分に降りかかるとして捉えていないためか、自らの関心が低いと感じた。
- ・起きてからでは遅い。事前対策の充実を望みたい。
- ・防犯意識を高めるためにも、もっと身近に学べるコンテンツがあるといい。例えばSNSを使って注意喚起の動画などを流すなど、特に若い世代には伝わりやすくていいのではないかと思う。
- ・対策強化も重要だが、犯罪が起りにくく社会づくりが前提だと思う。専門家の意見を取り入れつつ地域住民同士が協力し進めていくことが必要。
- ・小学生の頃は防犯について授業で習ったり、防犯ブザーや笛を持ち歩いたりして防犯意識が今よりも強かったが、中学・高校・大学となるにつれて意識が弱くなっているように感じる。そのため、1年に1度は避難訓練と同様に防犯訓練を行った方が良いと考える。
- ・犯罪を全くなくすことはできないと思うが、少なくするための努力は必要だと思う。実際に犯罪を犯してしまった人や被害にあってしまった人に意見を聞き、対策を進めていく方が合理的だと思う。また、地域のコミュニティ等を活用し、情報提供等も必要だと思う。
- ・ボランティアにあまり頼ること無く、行政と警察組織の強い連携を望む。
- ・防犯等の活動に積極的に参加したい。
- ・身近で発生している犯罪等の具体的な内容と対策方法を示し、市民一人ひとりの意識を高めてほしい。

(主に犯罪被害者等支援について)

- ・相談窓口がたくさんあるため、最初にどこに連絡すればよいのかよくわからない。総合窓口を絞って、広く知らせることが必要だと思う。
- ・犯罪被害者の支援で、弁護士費用の補助金制度があったら良いと思う。
- ・被害が起きてからの支援も必要だが、予算には限りがあり、支援を始めたら止められないからずっと続く。被害を起きないようにする啓発活動や環境整備がまずは大切だと思う。
- ・誰もが支援対象者になる可能性がある以上、老若男女問わず支援に関する情報の周知をより積極的に行うべきだ。また、どれだけ周知させることができたかについても定期的に確認することが望ましい。
- ・被害者が名前を公表されたくない場合、それを必ず守ってほしい。

(その他)

- ・社会的弱者を救済、守ってあげれる仕組みを分かりやすく明確に作って欲しい。
- ・暴力団の行いは当然許されるべきものではないと思うが、それに蓋をするようなことをしても、根本的な解決にはならないと思う。

犯罪の被害にあわれた方へ

～ひとりで悩まずご相談ください～



【犯罪被害者等支援総合案内窓口】

静岡市 市民局 生活安全安心課内

☎ 054-221-1272

受付時間 月～金(祝・休日を除く)9時～17時

犯罪被害者を取り巻く環境とは



犯罪に遭われた方やその家族、遺族の方(犯罪被害者等)は、犯罪等による直接的な被害を受けることに加え、捜査への協力やけがの治療のほか、様々な行政手続きや裁判への参加など時間的、経済的に負担がかかり、普段どおりの日常生活を送ることが難しくなります。

また、犯罪に遭われたことで、近所や職場・学校等で心無い言葉をかけられて苦しまれる方も少なくありません。



周囲の人は、犯罪被害者等の心情等を理解するよう努め、責めたり、無理に励ましたりすることなどを避け、犯罪被害者等の怒りや悲しみを理解し、支えになってください。

犯罪被害者等を支えるしくみ



関係機関等

- ・静岡県
- ・静岡県警察
- ・認定NPO法人静岡犯罪被害者支援センター
- ・法テラス（犯罪被害者支援ダイヤル）
- ・検察庁
- ・静岡県弁護士会
- ・静岡県暴力追放運動推進センター
- ・静岡県性暴力被害者支援センターSORA

市民・事業者

理解・配慮

啓発・理解促進

犯罪被害者等

支援

相談

連携・協力

相談

支援

静岡市

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、本市と関係機関等が連携・協力して寄り添った支援を行います。

～静岡市犯罪被害者等見舞金等制度のご案内～

犯罪行為により亡くなられた方のご遺族や重傷病被害等にあわれた方の経済的負担の軽減を目的とした見舞金等制度です。

※令和6年4月1日以降に発生した故意の犯罪行為による被害が対象です。

対象要件

被害者が市内居住者であること
※やむを得ない理由により、住民登録がない実質居住を含みます。

対象となる犯罪

人の生命又は身体を害する罪にあたる行為
(殺人、傷害、不同意性交等)
※警察での被害届が受理されている必要があります。
※正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く。

申請期限

犯罪行為が行われた日から1年以内

※上記以外にも必要な条件があります。申請をご希望の場合は、下記の窓口までお問い合わせください。

申請窓口

静岡市 市民局 生活安全安心課 防犯・交通安全係
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
☎054-221-1058

見舞金の種類	金額	対象者
遺族見舞金	30万円	犯罪行為により亡くなられた方のご遺族※1
重傷病見舞金	10万円	犯罪行為により重傷病を負われた方※2
性犯罪被害見舞金 (不同意性交等)	10万円	性犯罪(不同意性交等)を受けた方
支援金の種類	金額	対象者
日常生活支援金 (家事・配食・介護・保育)	上限10万円	犯罪被害により、家事等を行うことに支障が生じ、家事・配食・介護・保育サービスを利用した方
転居費用支援金	上限20万円	犯罪被害により、従前の住居に居住することが困難になり、新たな住居へ転居された方

※1 配偶者(事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養に要する期間が1ヶ月以上と医師に診断された方

静岡市の各種相談窓口

●犯罪被害についての総合的な案内

犯罪被害者等支援の全般的な案内及び各種相談窓口の紹介	犯罪被害者等支援・総合案内窓口 (生活安全安心課)	221-1272 FAX: 221-1291	月～金曜日（祝・休日を除く） 9時～17時
----------------------------	------------------------------	---------------------------	--------------------------

●女性・男性・LGBTQ・DV に関する相談

配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談	各区配偶者暴力 相談支援センター	葵区 駿河区 清水区	221-1274 201-9126 354-2335	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
女性のための総合案内	女性会館（アイセル21）		248-1234	火・水・金曜日 9時～13時 / 14時～17時 木曜日 9時～11時 / 14時～17時 土曜日 9時～13時（祝休日を除く）
メンズホットライン静岡（男性の悩みに対する電話相談）	男女共同参画・人権政策課		274-0105	第2・第4火曜日（祝・休日を除く） 19時～21時
にじいろ電話相談（セクシャリティや性別違和に関する相談）	女性会館（アイセル21）		248-2216	第2土曜日（祝・休日を除く） 14時～17時
居場所を知らないための住民票閲覧防止等支援措置の相談	各区戸籍住民課	葵区 駿河区 清水区	221-1061 287-8611 354-2126	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分 ※支援措置を受けるには、原則、関係相談機関の意見が必要です。

●子どもに関する相談

児童虐待や子どもの発達の悩みなど	児童相談所		275-2871	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
児童虐待の通報			189（いちはやく）	24時間対応
妊娠や出産、子育てに関する様々な相談、ひとり親家庭の支援サービス	各福祉事務所 子育て支援課	葵区 駿河区 清水区	221-1096 287-8675 354-2429	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
母子家庭等の支援				

●生活に困ったときの相談

就労支援、生活保護の相談	各福祉事務所 生活支援課	葵区 駿河区 清水区	221-1084 287-8654 354-2103	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
--------------	-----------------	------------------	----------------------------------	--------------------------------

●消費生活に関する相談

消費生活に関するトラブルの相談	消費生活センター（静岡相談窓口・清水相談窓口）	221-1056 (相談専用)	月～金曜日（祝・休日を除く） 9時～16時
-----------------	-------------------------	--------------------	--------------------------

●交通事故に関する相談

交通事故に関するいろいろな悩みごとについての相談	各区市民相談室	葵区 駿河区 清水区	221-1053 287-8698 354-2036	※1（祝・休日を除く）※2 12時～13時を除く 第1・第3火曜日※1 9時～17時15分（予約制）※2 第2・第4火曜日※1 8時30分～17時15分※2 月・水・金曜日※1 8時30分～17時15分※2
--------------------------	---------	------------------	----------------------------------	--

●住宅に関する問題

市営住宅の申し込みに関する相談	住宅政策課		221-1132	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分
-----------------	-------	--	----------	--------------------------------

●心の問題の相談

精神保健相談	各福祉事務所 障害者支援課	葵区 駿河区 清水区	221-1589 287-8690 354-2168	月～金曜日（祝・休日を除く） 8時30分～17時15分 ※予約制の精神科医による相談も行っています。
精神保健福祉相談（依存症を含む）	こころの健康センター		262-3011	月・木・金 午前中（予約制） (祝日・年末年始を除く)

●各種支援を行っている団体

●警察の被害者支援	刑事手続や捜査状況等の情報提供、相談・カウンセリング体制の整備、犯罪被害者等給付金の支給に係る手続など、犯罪被害者等の精神的・経済的被害の回復・軽減のための各種施策を行っています。 くわしくは「静岡県警察本部警察相談課犯罪被害者支援室」まで（054-271-0110）	
-----------	---	--

●認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター	犯罪（殺人、傷害、性犯罪等）や交通事故などの被害に遭われた方やそのご家族を対象に、電話相談を始め、カウンセリングや法律相談に応じてあります。 また、裁判所や検察庁、警察署、病院、役所への付添いなど、ご希望に応じた多様な支援も行なっています。 くわしくは「認定 NPO 法人静岡犯罪被害者支援センター」まで（054-651-1011）	
-------------------------	--	--

●法テラス（日本司法支援センター）	犯罪被害者支援ダイヤルを設け、被害者からの様々な問合せに対応しています。さらに、弁護士による法的支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて援助制度をご案内しています。 くわしくは「法テラス 犯罪被害者支援ダイヤル」（0120-079714）または「法テラス静岡」（050-3383-5400）	
-------------------	---	--

●検察庁	被害者の方が気軽に被害者相談や事件に関する問い合わせを行えるように、専用電話（FAXも可）として「被害者ホットライン」を全国の地方検察庁等に設けており、夜間や休日も留守番電話やFAXでの利用が可能です。 くわしくは「静岡地方検察庁 被害者ホットライン窓口（FAX兼用）」まで（054-252-7204）	
------	--	--

●静岡県弁護士会	犯罪被害者支援に精通した弁護士による法律相談（初回無料）を受け付けています。犯罪被害に関する全般的な相談、被害届や告訴に関するアドバイス、示談交渉の代理、加害者への損害賠償請求など各種支援いたします。 くわしくは「静岡県弁護士会静岡支部」まで（054-252-0008）	
----------	--	--

●静岡県暴力追放運動推進センター	暴力追放相談委員（弁護士、少年指導委員、保護司、警察OB）が暴力団に関する様々な相談に対応しています。（相談は無料） くわしくは「静岡県暴力追放運動推進センター」まで（054-283-8930）	
------------------	--	--

●静岡県性暴力被害者支援センター SORA	性犯罪・性暴力の被害に遭った方・遭っている方からの相談に対応し、必要に応じて、医療機関や弁護士会などの関係機関と連携して、被害者の心身の健康の回復を支援します。 相談は、年齢・性別を問いません。 くわしくは「静岡県性暴力被害者支援センター SORA」まで	
-----------------------	---	--